

第6次

太子町総合計画後期基本計画(案)

目次

基本構想	2
第1章 総合計画の位置付け	3
1. 策定の趣旨	3
2. 計画の構成と期間	4
第2章 まちづくりの基本目標	5
第3章 策定の背景と社会潮流	7
1. 人口減少と少子高齢化の進行	7
2. 多様な連携と協働によるまちづくりの推進	7
3. 子どもの健全育成の推進	7
4. 安全・安心なまちづくりへのニーズの高まり	7
5. 高度情報化社会の進展	8
第4章 まちづくりの5つのPlan(基本政策)	9
第5章 まちづくりの体系図	11
第6章 都市づくりの構想	13
1. 都市の将来像	13
2. めざすべき都市構造	13
3. 都市づくりの5つの目標	14
4. 都市づくりの7つの方針	14
第7章 分野別計画との関連	15
第8章 計画の効果検証	16
第9章 持続可能な開発目標(SDGs)の推進	17
基本計画	20
Plan1 いきいきと輝くまち(活力・魅力)	21
1. 地域活動の推進	21
(1) 協働のまちづくりの推進	21
2. 地域産業の活性化	23
(1) 魅力ある農林業の推進	23
(2) 産業の活性化	24
3. 地域資源の活用	26
(1) まちの魅力の創出・向上	26
(2) にぎわいと活力の創出・維持	27
Plan2 学び成長するまち(子育て・教育)	29
1. 子育て支援の充実	29
(1) 子育て世代への支援	29
(2) 子育て環境の整備	30
2. 学校教育の充実	31
(1) 学校教育の充実	31
(2) 学校・家庭・地域の連携	32
3. 社会教育の充実	33
(1) 生涯学習の充実	33
(2) 文化芸術活動の充実	34
Plan3 未来を守るまち(安全・安心)	36
1. 防災力の強化	36

(1) 防災体制の強化.....	36
(2) 地域防災力の向上	37
(3) 消防・救急体制の充実.....	38
2. 防犯・交通安全対策の充実	39
(1) 防犯対策の充実.....	39
(2) 交通安全対策の充実.....	40
(3) 消費者支援の充実	40
3. 環境保全活動の推進	42
(1) 循環型社会の推進.....	42
 Plan4 元気で笑顔のまち(健康・福祉).....	43
1. 健康づくり・医療の充実.....	43
(1) こころと体の健康づくりの推進.....	43
(2) 保健・医療サービスの充実	44
(3) 保険制度の運営.....	45
2. 高齢者・障害福祉の充実.....	47
(1) 地域包括ケアの充実.....	47
(2) 高齢者の社会参加の促進	48
(3) 障害のある人の自立支援の促進.....	49
3. 地域福祉の充実.....	50
(1) 住民意識の醸成.....	50
(2) 支え合い体制の確立.....	51
 Plan5 快適で持続するまち(都市機能・行政基盤).....	53
1. 都市機能の整備促進	53
(1) 計画的な土地利用の推進.....	53
(2) 交通ネットワークの整備	54
(3) 上下水道の整備・維持管理	55
2. 行政基盤の確立.....	56
(1) 行政機能の強化.....	56
(2) 財政運営の健全化.....	57
 第3次太子町人口ビジョン.....	59
第1章 人口ビジョンの位置付け.....	60
1. 策定の趣旨	60
2. 人口ビジョンの期間.....	60
第2章 人口の現状	61
1. 人口の推移と将来推計人口	61
2. 自然増減、社会増減の状況	62
第3章 人口の将来展望	63
 太子町デジタル田園都市国家構想総合戦略.....	64
第1章 概要.....	65
1. 策定の趣旨	65
2. 国の総合戦略	66
3. 県の総合戦略	67
第2章 総合戦略の考え方と基本目標	68
1. 基本的な考え方	68
2. 横断的目標と基本目標における具体的な施策	69
 添付資料 用語集	72

基本構想

第1章 総合計画の位置付け

1. 策定の趣旨

太子町では、「和のまち太子」を掲げ、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度の10年間を計画期間とした、「第6次太子町総合計画(以下「第6次総合計画」という。)」に基づき、まちづくりを進めてきました。

策定から5年が経過し、本町を取り巻く社会経済情勢は、人口減少と少子高齢社会の更なる進行、新型コロナウイルス感染症の拡大、生成AI[★]技術に代表されるデジタル技術の急速な進歩等で大きく変化しました。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、リモート環境や非接触サービスの普及など、ライフスタイルに大きな影響を与えました。アフターコロナの時代では、イベントの開催方法や就業スタイルの変化など、新しい生活様式に対応したまちづくりが求められています。

このような中、本町においては、第6次総合計画前期基本計画が令和6(2024)年度をもって計画期間の満了を迎えます。引き続き、「和のまち太子」の実現に向けた政策・取組を継承、発展させていくとともに、今後の社会情勢を見据えた「第6次太子町総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)」を策定いたします。

また、長期的で戦略的な町政の運営を行うため、「後期基本計画」については、前期基本計画と同様に「第2次太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方針などを包含した町の最上位計画として位置付けることとします。

本計画をよりどころに、住民と企業、町が互いに協力し、創意工夫してまちづくりに取り組んでいきます。

[★]用語集参照

2. 計画の構成と期間

基本構想および基本計画、実施計画の3本柱で構成し、期間は令和11(2029)年度を目標年次とする10か年計画とします。

【基本構想】

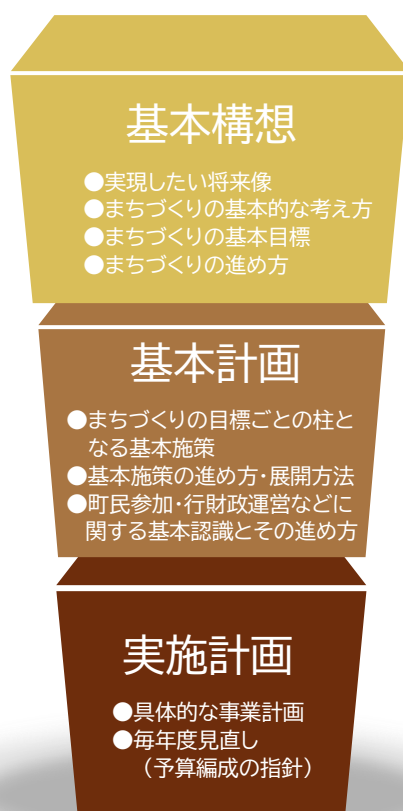
めざすべきまちの将来像を明らかにするとともに、その実現のためのまちづくりの基本目標と基本政策を定めるものです。令和2(2020)年度を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年次とします。

【基本計画】

基本構想に基づき、中長期的な施策の展開方法を体系的に示すものとし、社会経済情勢の変化に対応するため、前期5か年、後期5か年の計画とします。後期基本計画は、令和7(2025)年度を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年次とします。

【実施計画】

基本計画に基づき、毎年度、次の3か年度分の施策についての具体的な事業計画を定めるもので、社会経済情勢の変化を見極めながら毎年度見直しを実施し、町の予算編成の指針とします。



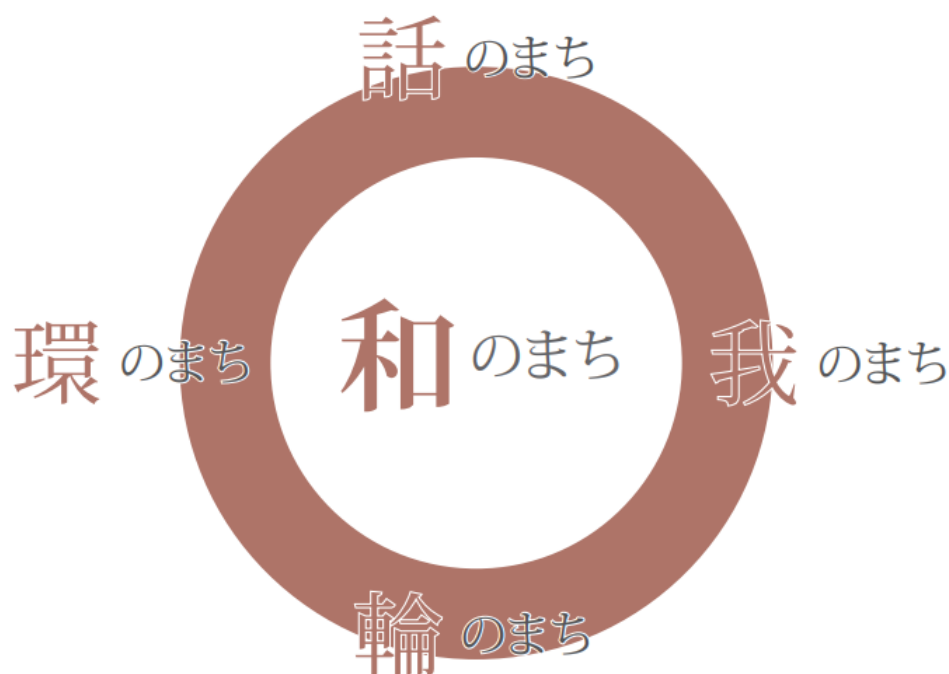
第2章 まちづくりの基本目標

和のまち 太子

太子町は、昭和26(1951)年の誕生以来、住みよいまちとして発展を続け、全国的に少子高齢化が急激に進行する中であって、人口の減少がゆるやかなまちです。

このようなまちの特長を守り、聖徳太子ゆかりのまちに住む歴史の息吹と愛着を感じながら、手を取り合って、魅力的なまちづくりを進めていくことをめざして、「第5次総合計画」と同様、「第6次総合計画」においても聖徳太子の遺された十七条憲法の第一条「和をもって貴しとなす」を礎とし、まちづくりの基本目標を『和のまち太子』として掲げます。

これは、個(一人ひとりに限らず、一つひとつのものも含む)を大切にしながら全体と調和がとれていること、飛鳥時代からの歴史と伝統を大切にしつつ、一方では新しい時代の潮流に応じた改革を進めていくこと、さらに、住民参加による主体的なまちづくりを推進することを基本に、住民と行政の連携により地域課題を地域自らが解決できる体制を築くことにより、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりをめざすものです。



なお、本計画を基本とし、「和(わ)」を、「話」や「環」、「輪」、「我」と置き換え、各施策、事業において、「わ」をキーワードとしたまちづくりを進めていきます。

【和のまち】 互いを大切にし、協力し合うまち

【話のまち】 会話、対話のあふれるまち

(17条憲法第17条)事は独り断ずべからず必ず衆とともによろしく論うべし

【環のまち】 人が集い、巡るまち

【輪のまち】 地域全体の心がつながるまち

【我のまち】 みんなが自分のまちとして愛着を持つまち

《基本目標の推移》

(第1次)昭和47年度～昭和54年度

「播磨のベッドタウン」

(第2次)昭和55年度～昭和64年度

「史と和のある町 太子町」

(第3次)平成2年度～平成11年度

「豊かな歴史と美しい自然の中で生活文化を創造するまち、太子」

(第4次)平成12年度～平成21年度

「和のまち 太子」

(第5次)平成22年度～平成31年度

「和のまち 太子」

(第6次)令和2年度～令和11年度

「和のまち 太子」

第3章 策定の背景と社会潮流

1. 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20(2008)年をピークに減少局面に入っており、内閣府公表の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(令和元(2019)年12月改訂)では、令和38(2056)年には1億人を下回ると推計されています。また、令和7(2025)年には、団塊の世代[★]が後期高齢者(75歳以上)に達する見込みとなるなど、さらなる高齢化の進行が予測されています。少子高齢化のさらなる進行による人口構造の変化により、社会保障関係費などの現役世代の負担増加や経済規模の縮小などをもたらす、社会経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした傾向は地方において深刻となっており、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある地域社会を維持するため、「しごと(雇用)」の量と質の確保によって「ひと(人口)」を地域に呼び込み、さらに「しごと」が充実していく、「しごと」と「ひと」の好循環をつくりだすとともに、地域課題の解決、少子化の進行抑止、「まち」の活性化を基本とした、まち・ひと・しごとの創生が求められています。

2. 多様な連携と協働によるまちづくりの推進

人口減少社会において、地域が自律的・持続的に発展していくため、住民と企業、行政が協働し、「自助」「共助」「公助」による役割分担のもとで、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要となっています。

一方、地域コミュニティにおいては、高齢化などに伴う担い手の減少や人間関係の希薄化の進行などにより、自治会加入率が低下するなど、その機能低下が指摘されています。

こうした状況の中で、新たな人材が地域の担い手となることが期待されているほか、女性が仕事やまちづくりにおいて活躍できる環境づくりが重要となっています。また、平成23(2011)年に発生した東日本大震災を契機として、地域のつながりの大切さが再認識され、身近な連携や協働の基本である地域コミュニティについて、それぞれのまちづくりの主体が地域の中で果たすべき役割を認識したうえで目標を共有し、協働の視点に立ったまちづくりを進めることが求められています。

3. 子どもの健全育成の推進

子どもの貧困が社会問題となっている中で、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会の実現をめざし、就学支援や生活支援の充実、保護者に対する就労の支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に向けて、平成26(2014)年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。また、共働き世帯の増加や核家族化が進む中で、幼児期の教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大、質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実など、量と質の両面から子育てを社会全体で支える仕組みとして、平成27(2015)年4月に「子ども・子育て支援制度」が施行され、令和元(2019)年10月より幼児教育・保育の無償化が始まり、令和6(2024)年10月からは、児童手当の対象が中学生以下から高校生年代以下となりました。

学校教育では、国において、社会で自立して生きるために必要な「生きる力」を育むという理念のさらなる具体化を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、学習過程を質的に改善することをめざした検討が行われています。

4. 安全・安心なまちづくりへのニーズの高まり

近年、台風や局地的な集中豪雨、大規模な地震などによる災害が全国各地で発生し、平成23(2011)年に発生した東日本大震災や令和6(2024)年の能登半島地震では、役場・役所自体の被災など、行政機能が維持できず、地域コミュニティによる助け合いや正確な情報周知の重要性が再認識されました。近い将来に南海トラフ巨大地震や山崎断層帯地震の発生が予測される中、災害対策への関心が高まっています。

医療費など社会保障関係費の増加を抑えるため、国においては健康寿命の延伸や生活習慣病の発症予防などに向けた取組を推進しており、住民の主体的な健康づくりに対する意識が高まって

います。また、高齢化の進行などに対応するための地域包括ケアシステム[★]の構築・強化が求められており、元気な高齢者をはじめ、誰もが地域で活躍できる仕組みの構築に向けて、一人ひとりの可能性や能力を引き出し、積極的な活動につなげる「増進型」の福祉を推進していくことが必要となっています。

5. 高度情報化社会の進展

日本の経済動向は、日経平均株価が史上最高値を更新するなどの明るい兆しはみせるものの、将来的な動向は依然として不透明であり、ICT[★]の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、インターネットやスマートフォンの普及などにより、SNS[★]の利用者が増加するなど、日常生活や企業活動、行政サービス、社会経済システムなどが大きく変化しています。また、医療や介護の分野におけるICTの活用のほか、IoT[★]の進展により自動車や家電などあらゆるものがインターネットにつながり情報のやりとりが行われるなど、各分野において新たな技術が創出・導入され、社会や生活に変化がもたらされています。

こうした高度情報化社会の進展の中、国は「未来投資戦略2018」を閣議決定し、中小企業者などの生産性革命の更なる強化などに加え、AI[★]、RPA[★](ロボット・プロセス・オートメーション)、IoTなどを活用した第4次産業革命[★]により、現場のデジタル化と生産性向上を徹底的に進め、日本ならではの持続可能な経済社会システムである「Society5.0[★]」を実現することを掲げています。

第4章 まちづくりの5つのPlan(基本政策)

第3章の社会潮流を踏まえ、まちづくりの基本目標『和のまち太子』を実現するためには、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対し、選択、集中して地域資源を投入し、的確に対応していく必要があります。

『和のまち太子』の実現と住民満足度の向上のために、各施策を体系的かつ効果的に展開していくため、次の5つのPlanをまちづくりの基本政策として掲げます。

Plan1 いきいきと輝くまち(活力・魅力)

人口減少や高齢化が進行する中、まちが魅力にあふれ、にぎわうためには、地域経済の活性化や観光・産業の振興による交流人口[★]の増加など、人が集い、笑顔があふれる仕組みづくりを住民と企業、行政が協働してまちづくりを進めていくことが必要です。創業支援や農業・商工業の活性化など、自然や歴史を生かした地域振興に向け、多面的な取組を積極的に進めていきます。

Plan2 学び成長するまち(子育て・教育)

少子化の時代に、まちの活力を持続、活性化していくため、未来を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境や子どもたちが社会を生き抜く力の養成、教育環境の整備を進めます。子育て家庭に対する支援や地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立、さらには、小中学校などにおける教育環境や教育の質の向上など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援します。

Plan3 未来を守るまち(安全・安心)

全国的に地震や台風、大雨災害が多発し、また、南海トラフ巨大地震や山崎断層帯地震の発生が予測されています。大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、町の防災体制を充実させるとともに、地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域防災力を高めます。また、実践的な防災訓練を通して、「自助」「共助」「公助」それぞれの質を高めるとともに、連携体制を構築します。

Plan4 元気で笑顔のまち(健康・福祉)

乳幼児から高齢者まで、生涯を通して健やかに生きがいを持って暮らせるよう、住民一人ひとりの暮らしに応じたきめ細かな保健・医療・福祉サービスを提供するとともに、住民や地域、企業の自主的な健康づくりや福祉活動、スポーツ活動などを支援します。また、住民一人ひとりの支え合い意識や人権意識を高め、地域の課題を身近な人や地域の支え合う力で解決できるまちづくりを進めていきます。

Plan5 快適で持続するまち(都市機能・行政基盤)

暮らしやすく秩序ある市街地を形成するとともに、道路や公園、上下水道など、都市機能の整備・更新を進めていきます。また、歩行者や自転車利用者などに優しい生活道路の整備など、住民生活の利便性の向上を図ります。さらに、歳出抑制と歳入確保に努めるとともに、SDGs[★]の理念にもある持続可能で効果的、健全な行財政運営に向けて、新しい時代のICT[★]の導入や、民間サービス・民間技術の活用、公共施設の長寿命化や既存建築物を有効活用する取組(ストックマネジメント)を進めていきます。

第5章 まちづくりの体系図

基本政策	大施策	
<p>Plan1</p> <p>いきいきと輝くまち (活力・魅力)</p>	1 地域活動の推進	1
	2 地域産業の活性化	1 2
	3 地域資源の活用	1 2
<p>Plan2</p> <p>学び成長するまち (子育て・教育)</p>	1 子育て支援の充実	1 2
	2 学校教育の充実	1 2
	3 社会教育の充実	1 2
<p>Plan3</p> <p>未来を守るまち (安全・安心)</p>	1 防災力の強化	1 2 3
	2 防犯・交通安全対策の充実	1 2 3
	3 環境保全活動の推進	1
<p>Plan4</p> <p>元気で笑顔のまち (健康・福祉)</p>	1 健康づくり・医療の充実	1 2 3
	2 高齢者・障害福祉の充実	1 2 3
	3 地域福祉の充実	1 2
<p>Plan5</p> <p>快適で持続するまち (都市機能・行政基盤)</p>	1 都市機能の整備促進	1 2 3
	2 行政基盤の確立	1 2

中施策	小施策（基本事務）
協働のまちづくりの推進	1 住民参画の推進、住民団体等との協働、企業との協働
魅力ある農林業の推進	1 担い手の育成・確保、集落営農や認定農業者の育成・支援、有害鳥獣対策の推進、ほ場整備の推進
産業の活性化	2 経営基盤の安定化と事業承継・支援、創業者の育成・支援、魅力ある店舗等の誘致・集約
まちの魅力の創出・向上	1 観光資源の活用と創出、特産品のブランド力向上、移住定住の促進・支援
にぎわいと活力の創出・維持	2 中心市街地の活性化、町外縁部の活性化
子育て世代への支援	1 子育て世代の相談体制の充実、子育て世代の交流促進、子育て費用の負担軽減、地域ぐるみの子育て支援の充実
子育て環境の整備	2 保育サービスの充実、子育て環境の整備
学校教育の充実	1 教育内容の充実、教育環境の整備、学校教育指導体制の強化
学校・家庭・地域の連携	2 学校・家庭・地域の連携、放課後等支援活動
生涯学習の充実	1 生涯学習環境の充実、スポーツ活動の推進、社会教育指導体制の強化
文化芸術活動の充実	2 文化芸術活動の推進、歴史文化の継承・活用
防災体制の強化	1 情報伝達体制の強化、防災体制の強化
地域防災力の向上	2 防災意識の醸成、防災訓練の充実、自主防災組織への支援
消防・救急体制の充実	3 消防団の充実、消防・救急体制の充実
防犯対策の充実	1 防犯活動の推進、防犯環境の充実
交通安全対策の充実	2 交通安全活動の推進、交通環境の整備
消費者支援の充実	3 消費者意識の醸成、相談体制の充実
循環型社会の推進	1 ごみの減量化・資源化、環境意識の啓発
こころと体の健康づくりの推進	1 健康づくりへの支援、健康づくり事業の推進
保健・医療サービスの充実	2 母子保健対策の充実、疾病予防対策の推進、地域医療・救急医療体制の充実
保険制度の運営	3 国民健康保険制度の適切な運営、後期高齢者医療制度の適切な運営
地域包括ケアの充実	1 介護予防・介護保険サービスの充実、認知症高齢者等の支援体制の充実、高齢者を支える人材の育成
高齢者の社会参加の促進	2 地域づくりへの参画、高齢者の社会参加・就労支援の促進
障害のある人の自立支援の促進	3 障害のある人の生活支援の充実、障害のある人の社会参加・就労支援の促進
住民意識の醸成	1 支え合い意識の醸成、人権意識の向上、男女共同参画意識の醸成、多文化共生の推進
支え合い体制の確立	2 地域福祉活動の推進、児童虐待予防・高齢者虐待予防の推進
計画的な土地利用の推進	1 集約と連携による立地の適正化、良好な都市景観の形成、公園の整備・管理
交通ネットワークの整備	2 道路環境の整備、公共交通網の整備
上下水道の整備・維持管理	3 施設や管路等の整備・管理、事業運営の安定化
行政機能の強化	1 行政組織の強化、広報広聴の充実、広域行政の推進
財政運営の健全化	2 財政運営の健全化、公共施設等の管理・活用

第6章 都市づくりの構想

1. 都市の将来像

活力・魅力がつながるまち 太子町

聖徳太子ゆかりの地としての歴史を持つ太子町は、往古から宿場町や交通の要所として栄え、社寺や古墳など豊富な歴史文化資源を有するとともに自然環境にも恵まれたまちであり、近年は産業都市、住宅都市として発展してきました。

町の都市の未来像においては、先人が築き守り育ててきたまちの歴史や自然に磨きをかけるとともに、まちが抱える、あるいは将来抱えると見込まれる課題の解決を図り、活力あふれ、魅力的に住みたい・住み続けたいまちをめざすこととします。

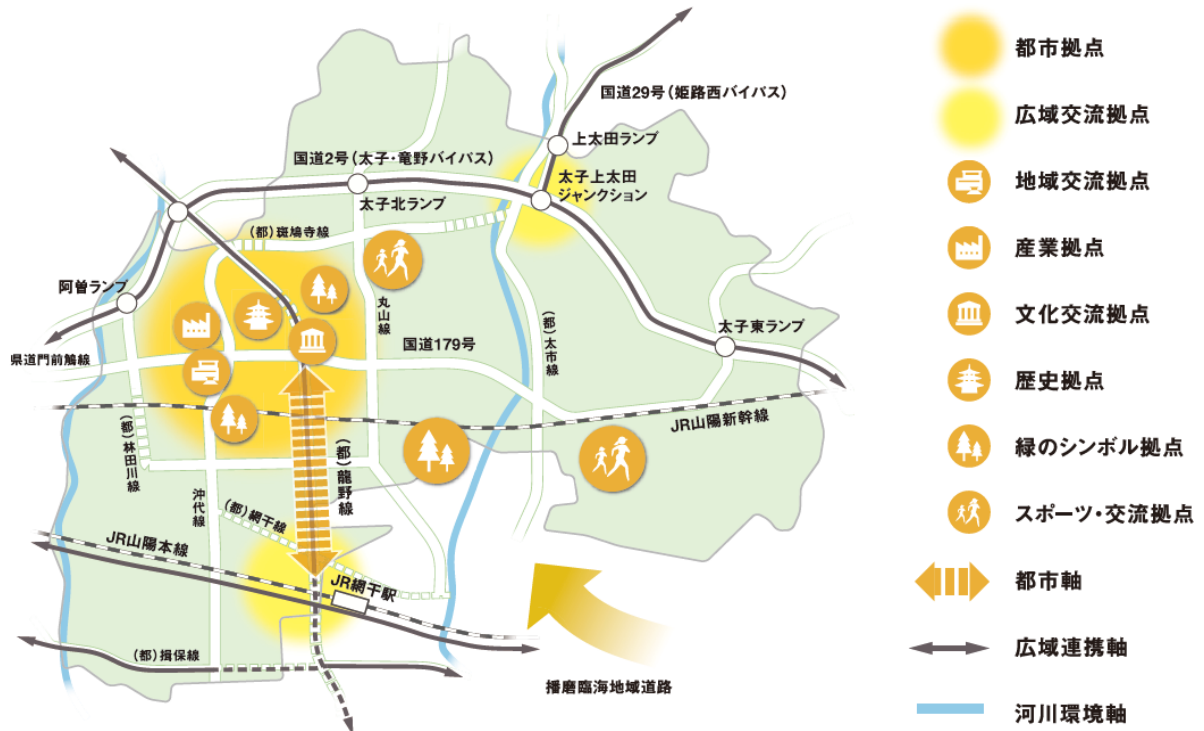
まちづくりの基本目標である「和のまち太子」に基づき、多様化するライフスタイルや住民ニーズに適切に対応するとともに、恵まれた自然環境や歴史文化資源、これまでに整備してきた施設など、まちの魅力を最大限に活用しながら発展させ、住民がいきいきと活躍しまちの活力があふれる「活力・魅力がつながるまち太子町」を実現します。

2. めざすべき都市構造

将来のめざすべき都市構造を、「拠点」と「軸」で構築します。

「拠点」は、人やものが集まる場所や太子町を特徴づける場所です。

「軸」は、都市活動や連携を支える広域的な道路や河川です。



3. 都市づくりの5つの目標

これまで太子町では、経済成長や人口増加など都市の発展に対応する都市づくりを進めてきましたが、全国的な傾向と同様、今後は人口減少や少子高齢化が進み、町の財政状況が今まで以上に厳しくなることが予測されています。また、住民の価値観やライフスタイルの多様化が進み、モノの豊かさから心の豊かさが求められる時代へと変わりつつあります。

持続可能で魅力的な住み続けたい都市づくりを推進するため、次の5つの目標を掲げます。

- ① 人々が元気で地域の活力があふれるまちづくり
- ② 歴史文化資源や自然環境と調和した質の高いまちづくり
- ③ 利便性の高い交通網を構築するまちづくり
- ④ 安心した暮らしが続くまちづくり
- ⑤ 協働によるあたたかい地域社会を育むまちづくり

4. 都市づくりの7つの方針

都市づくりの分野ごとに基本的な方針を定めます。

①土地利用の方針

市街地と農村集落、適切な自然環境の維持や保全、活用を図ることを基本として、都市と豊かな緑や歴史文化資源が調和した秩序ある土地利用を推進します。

②都市交通に関する方針

住民の移動と交流の利便性を高めるため、土地利用との整合、自然環境との調和、産業振興などを踏まえ、持続可能な交通体系の構築を推進します。

③公園・緑地に関する方針

公園・緑地は、住民のスポーツやコミュニケーションの場、子どもの遊び場、災害時の一時避難所など、様々な役割を持ちます。ニーズに対応した施設整備による機能充実と利用の促進をめざします。

④その他都市施設に関する方針

毎日の生活、そして多様な地域活動を支える施設として、今後の人口動向や住民ニーズを踏まえた計画的な整備を進めるとともに、ストック活用なども含めた適切な維持管理を図ります。

⑤市街地・集落および景観形成の方針

持続可能な市街地および集落を形成するとともに、地域の特性に合わせた景観形成を推進します。

⑥自然環境および歴史文化資源に関する方針

自然環境や歴史文化資源は、都市環境形成や観光振興、防災などの面で大きな役割を担っています。まちの魅力、まちの重要な財産として、その保全と有効活用を図ります。

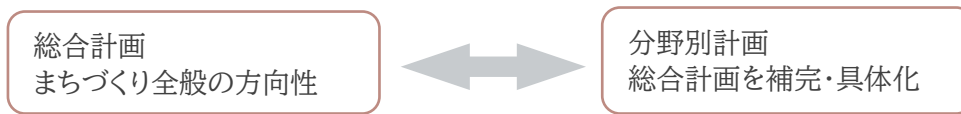
⑦安全・安心のまちづくりに関する方針

地震や水害、土砂災害、火災、事故、犯罪などに対して安全・安心な暮らしが営めるよう、ライフライン、道路、公園、河川などの防災・防犯機能の強化を図ります。

第7章 分野別計画との関連

分野別計画とは、特定分野におけるめざすべき方向性や施策を明らかにする計画であり、第4章で掲げる5つのPlan(基本政策)の理念に沿って策定するものです。

これらの計画は、総合計画を補完し、具体的に推進する役割を担うとともに、策定にあたっては総合計画と整合を図るものとします。



基本政策(分野別施策)	関連する分野別計画
Plan1いきいきと輝くまち (活力・魅力)	創業支援事業等計画 空家等対策計画 農業振興地域整備計画
Plan2学び成長するまち (子育て・教育)	教育振興基本計画 子ども・子育て支援事業計画 特定事業主行動計画
Plan3未来を守るまち (安全・安心)	地域防災計画 業務継続計画 国民保護計画 新型インフルエンザ等対策行動計画 一般廃棄物処理基本計画 災害廃棄物処理計画 公共施設地球温暖化防止実行計画 強靱化地域計画
Plan4元気で笑顔のまち (健康・福祉)	地域福祉計画 ひまわりプラン(老人福祉計画及び介護保険事業計画) 地域保健推進計画 食育推進計画 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 国民健康保険特定健康診査等実施計画 国民健康保険データヘルス計画 男女共同参画プラン
Plan5快適で持続するまち (都市機能・行政基盤)	行財政改革推進プラン 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 都市計画マスタープラン 立地適正化計画 土地利用基本計画 水道ビジョン・水道事業経営戦略 下水道事業経営戦略 下水道事業ストックマネジメント計画 総合公園基本計画 高度情報化計画 道路橋梁長寿命化修繕計画 社会資本総合整備計画 自転車ネットワーク計画 地域公共交通計画

※各計画書等は町ホームページに掲載しています(<http://www.town.hyogo-taishi.lg.jp>)

第8章 計画の効果検証

第6次総合計画および第3次総合戦略の推進にあたっては、住民と企業、町が基本構想に掲げた「まちづくりの基本目標や理念」や基本計画での「中長期的な施策」について共通のビジョンを持ち、それぞれの役割を果たしながら協働して取り組んでいく必要があります。

計画の進捗管理は、基本計画および実施計画、第3次総合戦略における「重要業績評価指標(KPI)[★]」の進捗などを評価することにより実施します。

評価や点検にあたっては、PDCAサイクル[★](計画、実行、評価、改善)の視点で、毎年度、事業等の実施状況や効果検証を定量的に評価し、必要に応じた事業・取組の改善を行います。









第9章 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標(以下「SDGs[★]」という。)が掲げられ、あらゆる場所の貧困をなくすことや、全ての人々への包括的かつ公平な質の高い教育の提供のほか、持続可能な生産消費形態の確保など17の目標と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことが誓われています。

日本においても、平成28(2016)年5月に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が設置されており、「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても、構想実現に向けた地域ビジョンの例として「SDGs 未来都市」が提示されており、「SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化や地域の社会課題の解決の加速化という相乗効果を生み出す。これにより、未来志向で持続可能な地域づくりをめざす」としています。また、自治体においては、地域における自律的好循環、持続可能なまちづくりをめざした取組を推進し、地方創生の更なる進展につなげていくことが求められています。

本町においても、SDGsの理念および17の目標に共感し、子どもたちや若者が未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していけるよう、総合計画に基づき、施策を統合的に推進していくことで、SDGsの達成に向け寄与していきます。

SDGs 17の目標		対応する主な町の取組(中施策)		
目標1		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	Plan4	3-(2) 支え合い体制の確立
目標2		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	Plan1 Plan4 Plan5	2-(1) 魅力ある農林業の推進 1-(2) 保健・医療サービスの充実 1-(1) 計画的な土地利用の推進
目標3		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	Plan4	1-(1) ころと体の健康づくりの推進 1-(2) 保健・医療サービスの充実 1-(3) 保険制度の運営
目標4		すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	Plan1 Plan2	2-(2) 産業の活性化 2-(1) 学校教育の充実 3-(1) 生涯学習の充実
目標5		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	Plan4	3-(1) 住民意識の醸成
目標6		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	Plan3 Plan5	3-(1) 循環型社会の推進 1-(3) 上下水道の整備・維持管理

SDGs 17の目標		対応する主な町の取組(中施策)		
目標7	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	Plan3 Plan5	3-(1) 循環型社会の推進 2-(2) 財政運営の健全化
目標8	 8 働きがいも 経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	Plan1	2-(2) 産業の活性化 3-(1) まちの魅力の創出・向上
目標9	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	Plan1 Plan5	2-(2) 産業の活性化 1-(2) 交通ネットワークの整備
目標10	 10 人や国の不平等 をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する	Plan4	3-(1) 住民意識の醸成
目標11	 11 住み続けられる まちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	Plan3 Plan5	1-(1) 防災体制の強化 1-(2) 地域防災力の向上 1-(1) 計画的な土地利用の推進 1-(2) 交通ネットワークの整備
目標12	 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する	Plan3	3-(1) 循環型社会の推進
目標13	 13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	Plan3	1-(1) 防災体制の強化 1-(2) 地域防災力の向上 3-(1) 循環型社会の推進
目標14	 14 海の豊かさを 守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	Plan3	3-(1) 循環型社会の推進
目標15	 15 陸の豊かさも 守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	Plan1 Plan3 Plan5	2-(1) 魅力ある農林業の推進 3-(1) 循環型社会の推進 1-(1) 計画的な土地利用の推進
目標16	 16 平和と公正を すべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	Plan1 Plan3 Plan4	1-(1) 協働のまちづくりの推進 2-(1) 防犯対策の充実 2-(1) 地域包括ケアの充実 3-(1) 住民意識の醸成 3-(2) 支え合い体制の確立
目標17	 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	Plan1 Plan5	1-(1) 協働のまちづくりの推進 2-(1) 行政機能の強化 2-(2) 財政運営の健全化

基本計画

Plan1 いきいきと輝くまち(活力・魅力)

1. 地域活動の推進

(1) 協働のまちづくりの推進

❖現状と課題

- *全国的に急速な少子高齢化や単身世帯の増加、ライフスタイルの変化などにより、人と人とのつながりの希薄化、これまで地域コミュニティが担ってきた子育てや防犯、防災などの相互扶助機能の低下や担い手不足による地域文化の衰退など、さまざまな問題が懸念されています。
- *町内各地で活発な地域コミュニティ活動が行われているものの、高齢化による後継者不足などの課題が顕在化しつつあり、ボランティアの育成や支援など、地域活動の維持、補完機能が求められています。
- *平成28(2016)年度より企業市民制度[★]を開始し、企業の社会貢献活動、地域活動の後押しをしています。

❖基本的な方針

- *住民と企業、町が互いに尊重してパートナーシップを築き、多くの住民参画を得ながら行政運営が行われるよう行政情報を発信していきます。
- *住民の協働意識の醸成を図るほか、住民協働窓口設置により、社会貢献活動を行う団体などの地域活動を後押し、協働によるまちづくりを推進します。
- *住民と企業、町に加え、高等学校、大学などを地域の大切な資源と位置付け、それぞれのまちづくりの役割を明確化するとともに、連携をさらに強化し、地域課題の解決に向けた取組を進めていきます。
- *超高齢社会[★]を支える身近な地域資源である自治会集会所は、地域自治、地域活動の拠点です。地域コミュニティ活動などへの効率的・効果的な活用についての協議・検討を進めます。
- *企業市民制度の活発化により、商工業者と協働したまちづくりを進めます。

❖5年後のまちの姿

- *協働と参画のまちづくりが住民に周知・理解され、住民と企業、町が相互理解のもと、協働によるまちづくりに取り組んでいます。
- *住民と企業、町の双方向の情報発信が積極的に展開され、まちづくりの情報の共有化が図られるとともに、まちづくりへの参画がより一層促進されています。
- *「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の意識が向上し、住民の創意工夫による地域活動が活発に行われています。
- *多様な主体による地域特性を生かしたまちづくりが進められ、まちの活力や安全性が高まるとともに、まちの魅力が向上しています。
- *地域で活動する団体の設立支援や活動支援を行うことにより、町全体で地域活動・社会貢献活動が活発に行われています。
- *企業市民による地域活動・社会貢献活動が活発化し、地域課題の解決が進んでいます。

❖目標実現のための施策

1. 住民参画の推進
2. 住民団体等との協働
3. 企業との協働

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
満足度:地域コミュニティ活動※	83.4% (令和5年度)	87.1% (令和10年度)
ボランティア登録人数	577人 (令和5年度)	600人 (令和10年度)
企業市民制度[★]の認定事業者数	91件 (令和5年度)	100件 (令和10年度)

※住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

2. 地域産業の活性化

(1) 魅力ある農林業の推進

❖現状と課題

- * 太子町の農業の現況は、耕地面積規模が0.5ha未満の小規模な個人経営による兼業農家が大半を占めています。
- * 農業経営者の平均年齢は 69.8 歳(2020 年農林業センサス)で高齢化が進む中、農業後継者不足、耕作放棄地の増加が懸念されています。
- * 都市近郊に位置する立地条件の良さを生かした、高付加価値型農業[★]の推進や都市住民との交流事業である地域団体による収穫体験(さつまいも、じゃがいも、枝豆など)が実施されています。
- * 鹿やイノシシなどの有害鳥獣による農作物の被害が発生しています。
- * 森林所有者の高齢化や不存在化が進行し、天然林の荒廃が進行しています。

❖基本的な方針

- * 担い手の育成・確保に向け、認定農業者制度[★]や地域計画[★]を活用した地域ごとの営農体系の確立をめざし、経営体の基盤強化を推進します。
- * 意欲ある担い手が持続可能で安定的な経営基盤を築き、効率的な農業経営を促進するため、農地の集積・集約化による規模拡大やコスト低減をめざす新たな取組などを支援します。
- * ほ場整備を推進し、農地の集積集約を図り、生産性の向上に努めます。
- * 農地の多面的機能の維持・発展を推進し、地域の共同活動を支援します。
- * 特産品の太子いちじくや山椒の栽培など、高付加価値型農業を支援する取組を進めます。
- * 児童・生徒から大人まで、段階的に農業の魅力を体感する機会の創出に努めます。
- * 庁舎農産物販売所での販売支援や学校給食を通じて、住民に新鮮な地場農産物を提供するよう努め、生産者と消費者の距離を縮め、地産地消を進めます。
- * 鹿やイノシシの捕獲や被害防止柵の設置など、関係機関と連携し、農家と農作物を有害鳥獣から守るための取組を推進します。
- * 森林の間伐を行い、森林所有者や境界の明確化を図ります。

❖5年後のまちの姿

- * 農地バンク制度 [★]や農地中間管理事業[★]などの活用により、認定農業者や集落営農組織などへの農地集積を促進し、大規模農業による効率化が図られ、農業経営の体質が強化されています。
- * 認定農業者および後継者の育成と新規就農者支援を行うことにより、優れた経営感覚を備え、意欲を持って農業を担う人材が増えています。
- * 認定農業者や集落営農組織などへの農地集積を促進することにより、大規模農業による生産コストの削減など、農業経営の効率化が図られています。
- * 農業塾受講生が趣味と実益を兼ねて町内各地で農業を楽しんでいます。
- * 農業への理解を広げ、安定した農業経営と新たな担い手が確保されるための地産地消や食育の取組が進むとともに、住民が多様な形で「農」とふれ合い、魅力と活力ある農業により農地が良好に保全されています。
- * ほ場整備事業を進めることにより、大型機械の導入などの生産効率が高められるとともに、農道などの農業施設を整備するなど、農業生産基盤の強化が図られています。
- * 森林資源の適正な管理により、林業の生産性の向上が図られています。

❖目標実現のための施策

1. 担い手の育成・確保
2. 集落営農や認定農業者の育成・支援
3. 有害鳥獣対策の推進
4. ほ場整備の推進

❖ 施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
認定農業者数[★]	10人 (令和5年度)	12人 (令和10年度)
地域団体による収穫体験等の実施団体数	3団体 (令和5年度)	3団体 (令和10年度)
高付加価値型農業[★]に取り組む団体数	6団体 (令和5年度)	7団体 (令和10年度)
庁舎農産物直売所への参加団体数	4団体 (令和5年度)	5団体 (令和10年度)

(2) 産業の活性化

❖ 現状と課題

- ＊地域経済をけん引する中小企業の事業所数のうち、商業・工業は減少傾向であり、大規模小売店舗やコンビニエンスストアの増加が進む中、既存商店の集客力低下が懸念されています。
- ＊町内には工業用地がほとんどなく、工場などの企業誘致は困難な状況です。
- ＊平成28(2016)年度から創業塾を開始するとともに、創業支援制度の開始により、町の産業の活気を呼び戻す取組を進めています。
- ＊石海南地区および龍田地区では、区域のほとんどを市街化調整区域が占めることから、商業やサービス業が不足しています。

❖ 基本的な方針

- ＊太子町商工会と連携・協力の上、地場産業の競争力の強化や後継者育成に努めるとともに雇用の場の拡大に取り組みます。
- ＊中小企業や地元商店などの経営安定化を図るとともに、創業塾の継続発展により新たな活力の担い手の育成や支援、雇用の創出、魅力的な店舗やサービス業の誘致を進め、産業活力を生み出す取組を進めます。
- ＊ふるさと納税を活用し、まちの認知度の向上と地場産業の振興をめざします。また、寄付者と町の間、ふるさと納税を通じて絆・交流を形成し、新しいまちの応援者を増やします。
- ＊土地の用途緩和および地区計画[★]などを活用し、町の活力につながる企業を誘致します。

❖ 5年後のまちの姿

- ＊中小企業への利子補給事業と商工会経営指導員による指導強化などにより、中小企業の経営安定と健全な発展が促進され、地域が活性化しています。
- ＊商工会や町内企業、金融機関などとの連携を強化し、地域全体で産業の振興を図ることにより、安定した経営基盤が築かれ、事業活動が活発に展開されています。
- ＊創業塾の受講生による魅力的な店舗や事業展開がなされ、まちに雇用と活気が生まれています。
- ＊ふるさと納税で培ったノウハウと絆を生かし、特産品や地場産品の販路が全国に拡大され、まちの特産品や地場産品の製造が活発化しています。
- ＊多くの中小企業が技術と知恵を活用して、新たな産業や商品づくりに挑戦し、高付加価値化や受発注の拡大が図られています。
- ＊特別指定区域[★]や地区計画による建築制限の緩和を活用したまちづくり、当該地域のための小規模店舗の建築、建築制限緩和などを周知・活用した取組を進めることにより、市街化調整区域の集落が維持、発展されています。

❖ 目標実現のための施策

1. 経営基盤の安定化と事業承継・支援
2. 創業者の育成・支援
3. 魅力ある店舗等の誘致・集約

❖ 施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
商工会加入率	44.8% (令和5年度)	49.1% (令和10年度)
創業塾や町への相談を通じた創業者数(累計)	13人 (令和5年度)	18人 (令和10年度)
空き家・空き地バンク[★]を活用した創業者数(累計)	0件 (令和5年度)	2件 (令和10年度)
ふるさと納税お礼品の取扱数	191品目 (令和5年度)	240品目 (令和10年度)

3. 地域資源の活用

(1) まちの魅力の創出・向上

◆現状と課題

- * 町内には、聖徳太子ゆかりの斑鳩寺をはじめ、宮本武蔵生誕地、徳道上人堂などの観光資源が遺されています。
- * 近年、太子みそや太子いちじくを活用した特産品、地域グルメなどが町内店舗の取組により数多く開発、販売されています。
- * 町SNS[★](Facebook、Instagram、LINE等)やマスメディアへの情報提供により、特産品や地域グルメの認知度が大きく向上しています。
- * 西播磨観光協議会や西播磨ツーリズム振興協議会、各種メディアと連携協力をして圏域で観光客を誘致する取組を進めています。
- * 観光客が地場産品や特産品などを購入でき、まちをPRできる観光施設(立ち寄り施設)の設置が求められています。
- * JR網干駅に発着する新快速電車を利用して、京阪神まで通勤圏となっています。

◆基本的な方針

- * 町が観光先や訪問先、移住先に選ばれるため、まちの強みである斑鳩寺をはじめとする歴史文化の魅力を生かしたまちづくりを展開していきます。
- * 観光ニーズの多様化や個性化に対応できるよう、町にある魅力的、特別感のある企業を創出・連携させ、町内外に発信することにより、観光客の誘致やまち全体の活性化につなげていきます。
- * 観光を圏域やニーズで捉え、広域連携・目的別連携など、他自治体と連携協力して、交流人口[★]の増加に取り組みます。
- * 空き家・空き地バンク[★]への登録を推進するとともに、町ホームページやSNSなどを通じて空き家などの物件情報や移住希望者などのニーズに応じた情報を積極的に発信します。
- * 都市部からのUJIターン[★]を促進するため、県、近隣自治体および関係機関と連携し、相談会の開催など都市部におけるPR強化に努めます。
- * JR網干駅および網干総合車両所があることをまちの大きな特長と捉え、広報啓発するとともに、まちづくりに活用していきます。

◆5年後のまちの姿

- * 斑鳩寺をはじめとする歴史や豊かな自然、企業など、まちの特長が活用され、観光客が訪れるまちとなっています。
- * 観光資源の充実により、まちの魅力が高まり、まちを多くの人が訪れています。
- * 新たな特産品が生み出されるとともに、まちのたくさんの店舗で特産品を活用した地域グルメが提供されています。
- * 広域連携により、まちを体感できる観光メニューを目的とした交流人口が増加しています。
- * 観光客が地場産品や特産品などを購入でき、まちをPRできる観光施設が設置されています。
- * 住民と企業、町が連携協力して、まちの魅力を発信することにより、観光交流客数が増加しています。
- * 住みよさやまちの景観、子育て世代の交流など、まちの魅力が広く知られるようになり、子育て世代を中心としたまちへの移住者が増加しています。
- * JR網干駅の利便性が高まるとともに、京阪神へ通勤する人のまちへの移住定住が進んでいます。

◆目標実現のための施策

1. 観光資源の活用と創出
2. 特産品のブランド力向上
3. 移住定住の促進・支援

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
観光入込客数	100,326人 (令和5年度)	159,000人 (令和10年度)
特産品数 (太子みそ、太子いちじく、松尾のたけのこ、山椒)	4品目 (令和5年度)	5品目 (令和10年度)
お土産の原材料に使用された特産品数	4品 (令和5年度)	5品 (令和10年度)

(2) にぎわいと活力の創出・維持

◆現状と課題

- *進学や就職を機とした若年層の町外への流出などにより、転出者が転入者を上回る社会減が進むとともに、死亡数が出生数を上回る自然減が進むなど、人口減少の進展に起因する地域経済や地域活動の縮小が懸念されています。
- *歴史文化資源や自然環境など、地域資源を生かした観光客、交流人口[★]の増加と魅力の創出を図ることが求められています。
- *斑鳩地区が歴史的景観形成地区指定を受け、斑鳩ふるさとまちづくり協議会と町との官民協働のまちづくりが進んでいます。
- *全国的に空き家対策が深刻な課題となり、平成27(2015)年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行された中、平成31(2019)年4月、太子町空き家空き地バンク[★]を設立しました。

◆基本的な方針

- *まちの活力を維持・発展していくため、地域にある資源の魅力を磨くとともに、その情報を広く町ホームページやSNS[★]などを通じて町内外に発信し、定住人口や交流人口、関係人口[★]を増やすよう取組を進めます。
- *地域に新たなにぎわいが創出されるよう、住民主体のイベントやまちづくりと町の連携を積極的に行い、地域の交流を活性化させます。
- *聖徳太子没後 1500 年に向けて、これまで培ってきた住民主体の地域活動によるにぎわいの創出を促進するとともに、斑鳩寺を核としたまちの活性化を推進していきます。
- *町の中心地にある歴史資産から徒歩で周遊できる範囲への小規模店舗の集積を促進します。
- *空き家空き地バンクの運用など、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施します。
- *他自治体との交流を推進するとともに、町を訪れた人々がまちに愛着を持っていただけるよう「おもてなし」の心でお迎えし、たくさんの来訪者でにぎわうまちの実現に取り組みます。
- *創業への相談対応や支援、情報提供を行うことにより、創業意欲のある人材を育成するとともに、まちに創業する人を集め、増やす取組を進めます。

◆5年後のまちの姿

- *斑鳩地区の景観形成が進むとともに、魅力ある店舗・企業が集まることにより、まち歩きを楽しむ人、まち巡りを楽しむ人が集い、まちの中心に拠点性が再生されています。
- *創業への相談対応や支援、情報提供を行うことにより、創業意欲のある人材が育成され、中心市街地を中心として町内で創業する人が増えることにより、まちが活性化しています。
- *住民主体のイベントやまちづくりが活発化し、地域に笑顔と活力があふれています。
- *空き家空き地バンクへの登録物件数が増えるとともに、町内外に空き家の物件情報や町の支援策などが積極的に情報発信され、空き家の有効活用、移住定住の促進につながっています。
- *特別指定区域[★]や地区計画[★]による建築制限の緩和を活用したまちづくり、空き家の利活用の推進などにより、市街化調整区域の集落が維持・活性化しています。

❖目標実現のための施策

1. 中心市街地の活性化
2. 町外縁部の活性化

❖施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
空き家・空き地バンク[★]登録件数(累計)	14件 (令和5年度)	25件 (令和10年度)
空き家・空き地バンクマッチング件数(累計)	12件 (令和5年度)	17件 (令和10年度)

Plan2 学び成長するまち(子育て・教育)

1. 子育て支援の充実

(1) 子育て世代への支援

◆現状と課題

- *核家族化などにより、孤立する保護者、育児不安を抱える保護者が増加しており、地域における子育て支援、相談体制の再構築が求められています。
- *子どもたちを地域全体の宝と捉え、保護者の育児に関する経済的な負担、不安を減らすことが必要となっています。
- *子育て支援センター「ひまはぴ」の子育てサークルなどを中心として、保護者同士、子ども同士の交流が行われています。
- *若年妊婦などのハイリスク妊婦やシングルマザーの割合が増加しており、出産後の母子に対する健康や育児への支援、相談体制の必要度が高まっています。

◆基本的な方針

- *育児や子育てに対する保護者の不安を軽減するため、発達や生活習慣など子どもに関する相談支援体制の充実を図ります。
- *子育てについての友だちづくり、情報交換などが行えるよう、子育て支援センター「ひまはぴ」の子育てサークル活動などを促進し、子どもとその保護者の交流の機会をつくります。
- *子育て情報やイベント情報を町ホームページやSNS[★]、子育て支援ガイドブックなどを通じて積極的に提供します。
- *子ども医療費助成事業などを通じて、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。
- *自治会での放課後こども教室の推進、防犯立ち番など、地域ぐるみで安心して子育てをするための環境を支援、整備します。

◆5年後のまちの姿

- *子どもや保護者が気軽に相談できる窓口および子育てネットワークが充実し、安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。
- *子育てにかかる経済的な負担が軽減され、生活の安定と向上に対する支援が行われています。
- *地域全体が子育てに協力、参加する、子育てを応援するまちになっています。

◆目標実現のための施策

1. 子育て世代の相談体制の充実
2. 子育て世代の交流促進
3. 子育て費用の負担軽減
4. 地域ぐるみの子育て支援の充実

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
太子町こども家庭センター(母子保健機能)相談件数	2,389件 (令和5年度)	3,200件 (令和10年度)
満足度:子育て施策※1	78.3% (令和5年度)	80.2% (令和10年度)
自分の存在を肯定的にとらえている児童生徒※2	小学校79.0% 中学校78.5% (令和5年度)	小学校81.0% 中学校81.9% (令和10年度)

※1住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合 ※2全国学力・学習状況調査

(2) 子育て環境の整備

◆現状と課題

- * 少子化は全国的な社会問題であり、町内での子どもの出生数も減少傾向(平成 22(2010)年 379 人⇒令和 5(2023)年 208 人)となっており、安心して生み育てられる子育て環境を整備することが求められています。
- * 保育園や認定こども園の整備支援を進めています。
- * 家庭で育児している保護者が、一時的に子どもを預けることのできる場が求められています。
- * 全国的にライフスタイルの多様化による未婚化や晩婚化が進んでいます。

◆基本的な方針

- * 働きながらでも安心して子育てができるよう、保育サービスと幼稚園教育の充実を図るとともに、子育て環境の多面的な整備を推進します。
- * 企業などと連携し、多様な保育形態を組み合わせて保育の量の確保を図るとともに、保育士の人材確保を支援します。
- * 子育ての拠点、親子の交流拠点として、子育て支援施設の充実と環境整備を進めます。
- * ファミリーサポートセンター[★]や緊急一時保育など、保護者と子どもの状況に応じた子育て環境を整備・強化していきます。
- * 未婚化や晩婚化を解消するための一助として、関係団体と連携しながら男女の出会いをサポートします。

◆5年後のまちの姿

- * 保育園や幼稚園、学童保育園、預かり保育など、安心して子どもを預けられる環境が整備され、希望する子育てや働き方を選択することができています。
- * 子育て施設に笑顔の親子が集まり、親子それぞれにたくさん友だちができています。
- * 出生数が維持され、町内で毎年 200人以上の子どもが生まれています。

◆目標実現のための施策

1. 保育サービスの充実
2. 子育て環境の整備

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
合計特殊出生率[★](5年ごとに公表)	1.40 (令和2年度)	1.59 (令和7年度)
この地域での子育てを希望したい人の割合	94.9% (令和5年度)	95.9% (令和10年度)
子育て支援センター利用者数	9,073人 (令和5年度)	10,000人 (令和10年度)

2. 学校教育の充実

(1) 学校教育の充実

◆現状と課題

- * 不登校児童・生徒への支援や特別な支援を要する児童・生徒への対応など、教育現場の諸課題が複雑化、多様化しており、学校と関係機関の連携による個に応じた対応が求められています。
- * 学校の規模に合った教員配置と地域の特性を生かした適切な教育の提供に努めています。
- * 学校施設の耐震工事は完了していますが、施設の老朽化により、大規模な改修工事が必要となっています。
- * 学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達や食に関する正しい理解・適切な判断力、地産地消によるふるさと意識を育む上で重要な役割を果たしています。

◆基本的な方針

- * 児童・生徒一人ひとりの個性と発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進します。
- * 児童のまちに対する理解を深め、郷土への愛着を育てるため、地域と連携した学校教育を推進するとともに、郷土学習教材である「わたしたちの太子町」を活用したふるさと意識の醸成を推進します。
- * 豊かな里山や農産物などの地域と自然を学ぶ環境体験学習、まちの産業を学ぶ社会科学習など、まち全体で子どもたちを豊かに育てる教育プログラムを推進します。
- * 小学校や幼稚園、認定こども園、保育園との連携の推進により、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。
- * 不登校になるきっかけや背景は複雑であり、個別のケースに応じた支援が大切です。教育相談体制の充実や教育支援センター「みらいえ」、校内教育支援センターの活用に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の活用、各関係機関との連携などを通じた課題解決を図ります。
- * 家庭の経済状態などによって子どもの将来が左右されることのないよう、必要な経済的支援を行うとともに、子どもの学習機会、学習環境の確保を推進します。
- * 施設修繕や大規模改修などの計画的な整備を進め、教育環境の充実に努めます。
- * 児童・生徒一人ひとりに個別最適化された学びを提供することで「確かな学力」の育成をめざすとともに、教職員の校務の負担を軽減し、児童・生徒に向き合う時間を確保するため、ICT[★]機器の効果的な活用と計画的な更新を行います。
- * 安全で安心な学校給食の提供を通じて、子どもの食を支えるとともに、給食を通じた食育の推進を図ります。また、学校給食共同調理センターを災害時の食料提供拠点として活用します。
- * 複雑化、多様化する教育課題に対応するため、指導主事の適正配置など、教育委員会の指導体制の強化を図ります。

◆5年後のまちの姿

- * 子どもたちが安心して楽しく学校へ通い、望む教育を受けています。
- * 子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな教育が行われています。
- * 子どもたちが主体的・意欲的に学習に取り組むことができる教育環境が整備されています。
- * 子どもたちが人やふるさとを大切にする優しさと心の強さを備え、たくましく育っています。

◆目標実現のための施策

1. 教育内容の充実
2. 教育環境の整備
3. 学校教育指導体制の強化

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
勉強が好きと思う児童生徒※	小6 55.7% 中3 55.8% (令和5年度)	小6 68.4% 中3 70.0% (令和10年度)
学校図書館貸出冊数	17,450冊 (令和5年度)	20,000冊 (令和10年度)

※全国学力・学習状況調査

(2) 学校・家庭・地域の連携

◆現状と課題

- ※少子化が進行し地域との絆が希薄になっている今日、家庭教育の重要性を啓発することに加え、子育てや教育に不安を抱えている家庭への対策が必要となっています。
- ※情報通信社会のめまぐるしい発展に伴い、ネット犯罪に巻き込まれる青少年の増加と低年齢化が危惧される今日、子どもたちがネット犯罪に巻き込まれない対策や周りの大人への教育、啓発が必要となっています。
- ※核家族化などにより地域との絆の希薄化が進む中、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう地域ぐるみで子どもたちを見守り育成する体制づくりが必要となっています。

◆指標達成の為の具体的な施策

- ※家庭教育は全ての教育の出発点です。家庭教育の重要性を啓発し、各種研修会や講演会、学習の場の提供などの支援を行います。
- ※子ども会活動の支援を行い、地域に根ざした活動の推進やリーダーの養成を行います。
- ※青少年育成協議会などの住民団体の協力のもと、青少年の見聞を広め、コミュニケーションを図るため、さまざまな体験活動の場を提供します。
- ※学校と家庭、地域が連携・協力して地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進めます。
- ※保護者や地域による登下校時の見守り活動に対する支援や、関係機関との連携による通学路の安全確保への取組を充実させます。
- ※地域の人たちが教師役になるなど、さまざまな経験や知恵、まちへの愛着を子どもたちに伝えることにより、まちの将来を担う子どもたちを地域で育てます。

◆5年後のまちの姿

- ※家庭での会話や地域とのふれあい、学校での学びを通して、子どもたちが笑顔で毎日を過ごせています。
- ※地域ぐるみで子どもたちを見守る体制が構築され、子どもたちが健全にすくすくと育っています。
- ※地域と学校が相互にパートナーとして、学校を核とした地域づくりが行われています。

◆目標実現のための施策

1. 学校・家庭・地域の連携
2. 放課後等支援活動

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
地域主体の子ども対象の全町・全校区イベント数※	5回 (令和5年度)	5回 (令和10年度)
放課後子ども教室[★]の実施箇所数	4箇所 (令和5年度)	6箇所 (令和10年度)

※子ども会などによる全町・全校区規模のイベントの数(ドッジボール大会、かるた会等)

3. 社会教育の充実

(1) 生涯学習の充実

◆現状と課題

- *ライフスタイルの多様化に伴い、生涯学習のニーズはますます高まっており、「いつでも、どこでも、いつまでも」を目標に活動を行うことができる環境の整備が求められています。
- *テニスやグラウンドゴルフ、卓球、ソフトバレーボール、ダンスなど、生涯スポーツが活発に行われ、健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。
- *文化やスポーツ、歴史などの各分野において、子どもから高齢者まで、幅広い層のニーズに対応できる指導者の養成を図ることが必要となっています。
- *生涯学習を通じて得られた知識、技能を生かせる場が求められています。
- *文化交流活動の拠点である「ふるさと文化村(文化会館・図書館・歴史資料館)」からの町ホームページやSNS[★]などを通じた文化活動の情報発信により、事業の周知、来場者の増加に努めています。

◆基本的な方針

- *公民館講座や公民館活動の充実を図るとともに、地域交流館や南総合センターが住民の交流拠点となるよう、その利活用の促進を図ります。
- *住民が文化や芸術に関心を持ち、身近に感じることができるよう、多様な文化・芸術にふれる機会の充実を図ります。
- *住民が週1回以上スポーツに親しむ機会を持つことをめざし、住民への学校体育施設の開放やその充実、各種大会や教室の開催など、住民のスポーツ活動を推進します。
- *スポーツ団体などへの活動支援や、団体間の連携による交流を促進するとともに、地域におけるスポーツ活動の指導者を育成します。
- *公民館講座は、自己実現や生活の充実を図るための個人の関心や興味に沿ったもののほか、社会の多様な課題に対応していくための内容を取り入れて開催します。
- *生涯学習人材バンクなどを活用し、住民が生涯学習で得た知識や技術を生かせる環境整備に取り組めます。
- *図書館の蔵書の充実やレファレンスサービス、図書館の広域利用など、図書館サービスの充実を図るとともに、読書への興味をかきたてる講座や講演会を開催し、住民への読書啓発に努め、生涯にわたる読書活動を支援します。
- *幼児や児童を対象とした「おはなしの時間」や「絵本の時間」の開催、学校園でのストーリーテリングやブックトーク、推薦図書リストの配布などにより、子どもたちに読書の楽しさを伝えます。
- *地域課題の分析と解決に必要な学習ニーズの把握を行うため、社会教育指導者を育成・指導します。
- *住民主体のイベントの企画や運営を支援し、住民主体の文化芸術活動を促進します。

◆5年後のまちの姿

- *社会体育施設や民間スポーツクラブなどで気軽にスポーツを楽しむ環境が整備されています。
- *学びを通じて得た知識や能力を生かし、住民主体で仲間づくり、地域づくり、まちづくりが行われています。
- *社会ニーズや住民ニーズを取り入れた新たな公民館講座が順次開設され、生涯学習への参加者が増加しています。
- *生涯学習を通じた仲間づくり・健康づくり・地域づくりが活発に行われています。
- *住民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を送ることができています。

◆目標実現のための施策

1. 生涯学習環境の充実
2. スポーツ活動の推進
3. 社会教育指導体制の強化

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
公民館利用者数	22,939人 (令和5年度)	27,000人 (令和10年度)
スポーツ施設利用者数※1	154,561人 (令和5年度)	170,000人 (令和10年度)
住民交流施設利用者数※2	36,728人 (令和5年度)	40,000人 (令和10年度)
図書館貸出冊数	145,898冊 (令和5年度)	146,400冊 (令和10年度)

※1町民体育館・総合公園陸上競技場・総合公園テニスコート・町民グラウンド・太田公園グラウンド

※2地域交流館・南総合センター

(2) 文化芸術活動の充実

◆現状と課題

- *文化会館や地区公民館などでさまざまな文化芸術活動が行われています。
- *「ふるさと文化村」の3館合同複合型イベントの実施により、来場者が増加し、「ふるさと文化村」が活性化しています。
- *町内各地で有形・無形の歴史文化遺産が守り伝えられています。
- *法伝哉(ほうでんや)や屋台練り、獅子舞など、郷土の伝統文化が保存・継承されていますが、後継者不足が課題となっています。

◆基本的な方針

- *文化会館や地区公民館での住民参加による発表機会の拡充を図り、協働による文化芸術活動の活性化を図ります。
- *町民芸術祭や公募美術展など、住民主体の多様な文化芸術活動にふれ、参加できる機会を充実させます。
- *子どもたちに文化芸術にふれる機会を提供することにより、子どもたちの豊かな感性を養うとともに、文化芸術を通じた地域づくり、世代間交流を図ります。
- *郷土の伝統文化を保存、継承するため、後継者の育成や用具等の整備、写真映像の記録作成等の支援を通じて、地域住民が伝統文化に親しむ機会を創出します。
- *歴史資料館の企画展や講座、見学会などの普及活動により、歴史文化遺産への関心や理解を深めるとともに、埋蔵文化財や史跡、伝統文化など、各種歴史文化遺産の保護に努めます。

◆5年後のまちの姿

- *芸術文化の鑑賞や発表、さまざまな活動を通じて、地域全体が豊かな潤いのある生活を送っています。
- *町の歴史文化遺産が継承・保存され、住民が郷土の伝統や文化を知り、まちへの愛着が高まっています。
- *歴史文化遺産がまちの共有財産であるという意識が高まっています。
- *貴重な歴史文化遺産が適切に保存され、地域資源として活用されるとともに、地域の個性豊かな伝統文化が継承されています。

◆目標実現のための施策

1. 文化芸術活動の推進
2. 歴史文化の継承・活用

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
文化会館利用者数	67,826人 (令和5年度)	89,000人 (令和10年度)
歴史資料館利用者数	3,263人 (令和5年度)	3,600人 (令和10年度)
町民芸術祭参加者数	1,200人 (令和5年度)	1,280人 (令和10年度)

Plan3 未来を守るまち(安全・安心)

1. 防災力の強化

(1) 防災体制の強化

◆現状と課題

- * 阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震、水害、土砂災害など、全国各地でさまざまな自然災害が頻繁に発生しています。
- * 今後発生すると見込まれる南海トラフ巨大地震や山崎断層帯地震では、太子町において震度6以上の揺れによる甚大な被害の発生が想定されています。
- * 災害に強い都市基盤の整備など防災・減災対策の充実を進めていくことに加え、災害時の被害を可能な限り軽減するための危機管理体制を強化していく必要があります。

◆基本的な方針

- * 避難所運営体制の整備や災害の種別に応じた避難場所・避難路の選定、災害情報の伝達体制の充実、民間事業者との災害時応援体制の構築など、防災体制の強化を図ります。
- * 災害発生時に公共施設や職員が被災し、人員や物資、情報が限られるような状況になった場合でも適切に業務を進められるよう、優先業務などを定めた業務継続計画に基づき、迅速に平常業務への復帰を図ります。
- * 図上訓練などを通じて職員の災害対応力を向上させるとともに、地域防災計画や防災マニュアルを随時見直し、非常時の対処能力を高めます。
- * 災害備蓄品の計画的な更新を図ります。
- * 災害時の広域的な連携、支援が図られるよう、多様な機関との広域的な災害対応ネットワークの構築を推進します。
- * 企業や福祉施設、医療施設などとともに災害に対応するため災害協定を締結します。
- * 自主防災組織の支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時避難行動要支援者に対する支援やボランティア体制の整備を図ります。
- * 市街地の排水機能を向上させるため、雨水排水施設の整備を推進します。
- * 急傾斜地崩壊危険箇所指定地域等での災害防止のための安全対策を推進します。

◆5年後のまちの姿

- * 防災行政無線、たいし安全安心ネットなどを活用し、住民に対し迅速かつ確実に情報が伝わる体制が構築されています。
- * 災害発生時の避難所となる公共施設の耐震化が完了し、安全性が確保されています。また、避難所の周知と円滑な誘導のための訓練が随時実施されています。
- * 急傾斜地の土砂崩れや地すべり、河川や傾斜地における土石流、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域などを的確に把握し、地域住民に周知するとともに、安全対策工事を実施することにより、災害予防と被害の軽減に対する対策を推進しています。

◆目標実現のための施策

1. 情報伝達体制の強化
2. 防災体制の強化

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
防災訓練参加者数	400人 (令和5年度)	630人 (令和10年度)
災害応援協定の締結数(累計)	39件 (令和5年度)	44件 (令和10年度)

(2) 地域防災力の向上

◆現状と課題

- * 住民が自ら防災情報を収集し、地域で連携して早期に行動を起こすような意識の向上を図っていく必要があります。
- * 地震による住宅被害を軽減するため、特に昭和 56(1981)年5月以前に建築された木造戸建て住宅の所有者に対し、耐震診断や耐震改修工事を促していく必要があります。
- * 自主防災組織の体制強化、意識強化を高める仕組みが必要となっています。
- * 近年、ゲリラ豪雨や線状降水帯[★]による大雨により、市街地が浸水する被害が発生しています。
- * 緊急通行車両などが通れない狭あい道路[★]の対策が求められています。

◆基本的な方針

- * 住民が災害発生時に適切な判断と避難行動をとることができるよう、防災関係機関や地域団体、事業所と連携して防災訓練を開催するとともに、地区防災計画の策定や地域での防災訓練の開催を支援します。
- * 障害のある人や高齢者など支援が必要な人の避難について、自治会や民生委員児童委員などの協力により支援を行う災害時避難行動要支援者を守る取組を推進します。
- * 学校の防災教育の充実、住民の防災意識の高揚を図るとともに、全国で多発する災害の教訓を生かした取組を進めます。
- * ひょうご防災リーダーの育成とその活動を支援します。
- * 老朽化し、地震や豪雨に対する安全性が低下しているため池に対し、ため池ハザードマップの作成や耐震診断を実施し、必要に応じた改修など、ハード面の対策を推進します。
- * 耐震性の低い住宅の耐震化を支援します。
- * 水田が持つ洪水緩和機能を人的に高める田んぼダムを設置など、地域の雨水貯留機能を高める取組を推進します。
- * 狭あい道路対策事業を始めとした生活道路の整備促進により、防災力の向上を図ります。

◆5年後のまちの姿

- * 町防災訓練に加えて、各地区で防災訓練・避難訓練などが活発に行われ、地域で災害に迅速かつ的確に対応できる体制が構築されています。
- * 町や消防署の出前講座等を活用して、地域住民、自主防災組織の自らの知識と技能を高めています。
- * 住宅の耐震化が進み、震度 6以上の災害が起きた場合においても、住宅倒壊による死傷者が出ないまちづくりが進んでいます。
- * 老朽化したため池の整備が推進され、下流域への被害が回避されるとともに、ため池の雨水貯留機能により、浸水被害を低減するまちづくりが進んでいます。
- * 狭あい道路が解消され、発災時の緊急車両の通行が可能になっています。
- * 田んぼダムなど、地域に雨水貯留機能が整備され、市街地の浸水被害を回避するまちづくりが進んでいます。

◆目標実現のための施策

1. 防災意識の醸成
2. 防災訓練の充実
3. 自主防災組織への支援

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
避難行動要支援者登録者数	1,024人 (令和5年度)	1,130人 (令和10年度)
たいし安全安心ネット登録者数	9,512人 (令和5年度)	12,800人 (令和10年度)

(3) 消防・救急体制の充実

◆現状と課題

- ＊火災予防啓発活動を実施するとともに、消防団活動の普及啓発に努めています。
- ＊消防団員の確保のため、企業連携消防団や機能別消防団員制度を導入しています。
- ＊免許制度の改正により、消防団車両の運転手確保が課題となっています。
- ＊消防および救急業務については、西はりま消防組合(一部事務組合)で行っています。
- ＊年々増加し、複雑化する救急需要に的確に対応するため、迅速に救急活動を展開できる体制の整備を図っていく必要があります。
- ＊高齢化の進行を一因として、全国の救急出動件数は増加するとともに、緊急を要しない通報の増加が問題となっています。

◆基本的な方針

- ＊消防団車両などの装備の充実や企業連携消防団、機能別消防団員の確保を通じて、消防団の充実を図ります。
- ＊救急救命士の養成などを通じて、救急、救助技術の向上を図ります。
- ＊救命講習や防火教室などを通じて、住民の応急手当などの知識と理解を深めます。
- ＊学校での救急授業を実施し、子どもたちに心肺蘇生法などを教え、命の大切さや命を守ることの理解を深めます。
- ＊救急隊の現場滞在時間の短縮を図るため、医療機関と患者情報の共有を図るシステムの導入を検討します。
- ＊小児救急医療電話相談(#8000)の活用促進など、救急車の適正な利用に向けた周知に努めます。

◆5年後のまちの姿

- ＊消防・救急体制が強化され、安全安心のまちとなっています。
- ＊多くの人が消防団活動や防災訓練に参加し、防火意識や地域の消防力が高まっています。
- ＊子どもの頃から救急講習などを受け、救急車の適正な利用を含め、緊急時に住民自らが的確に対応できるまちとなっています。

◆目標実現のための施策

1. 消防団の充実
2. 消防・救急体制の充実

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
消防団員数	401人 (令和5年度)	426人 (令和10年度)
住宅火災発生件数	4件 (令和5年)	0件 (令和10年)
救命講習等受講者数	1,035人 (令和5年)	2,690人 (令和10年)

2. 防犯・交通安全対策の充実

(1) 防犯対策の充実

◆現状と課題

- ＊振り込め詐欺などの特殊詐欺事件の増加や不審者による子どもへの声かけ事案が発生するなど、安全・安心な暮らしを確保していくための取組が重要になっています。
- ＊犯罪の広域化や凶悪化、低年齢化の進行に加え、生活に身近な場所で起きる犯罪が増加しているため、「自らの安全は自ら守る」という住民一人ひとりの防犯意識を高める必要があります。

◆基本的な方針

- ＊広報やホームページ、SNS[★]などにより、犯罪の発生や危険を周知し、住民の防犯意識の高揚を図ります。
- ＊防犯協会や防犯委員、地域の防犯グループ、警察などの連携による防犯活動を促進します。
- ＊住民の夜間における歩行などの安全を確保するため、防犯灯や防犯カメラの設置および維持管理を支援します。

◆5年後のまちの姿

- ＊防犯協会や防犯委員、地域の防犯グループなどの活動が強化・活発化し、自主防犯体制が確立されています。
- ＊防犯思想の普及や犯罪の機会を与えない防犯環境を整備することにより、犯罪のない安全安心のまちづくりが推進されています。
- ＊安全な地域づくりに向けて自主的な活動が活発となり、地域での見守りや支え合いの体制が形成されています。
- ＊防犯灯や防犯カメラの設置、地域ぐるみの防犯パトロールなどを実施することにより、防犯環境が整備されています。

◆目標実現のための施策

1. 防犯活動の推進
2. 防犯環境の充実

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
犯罪認知件数	135件 (令和5年)	120件 (令和10年)
防犯グループ結成数	44グループ (令和5年度)	47グループ (令和10年度)
満足度:防犯対策、防犯活動の取組※	85.0% (令和5年度)	85.8% (令和10年度)

※住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

(2) 交通安全対策の充実

◆現状と課題

- ＊自動車が日常の移動手段として大きな役割を果たしており、交通事故対策は重要な課題となっています。
- ＊高齢者や子どもなどの交通弱者への対策が喫緊の課題となり、住民の交通安全意識を高めることに加え、交通事故の発生しにくい環境整備が求められています。
- ＊高齢者の事故が増加し、交通事故の多くを高齢者の事故が占めています。免許自主返納制度の周知を図るなど、高齢者の交通事故を減少させる取組が必要となっています。

◆基本的な方針

- ＊交通安全に対する住民意識の高揚を図るため、警察など関係機関と連携し、交通安全教育や広報啓発活動に取り組みます。
- ＊小学生や高齢者など年齢層に応じた交通安全教室を開催します。
- ＊交通の安全を確保する必要がある生活に身近な町道などを中心に、カーブミラーの設置などにより、安全で快適な歩行空間の整備や円滑な自動車交通の確保を図ります。

◆5年後のまちの姿

- ＊住民が交通ルールを正しく理解し守るとともに、交通事故が起こりにくい環境づくりが整えられ、事故の起こりにくいまちになっています。
- ＊安全で快適な歩行空間の整備が進むとともに、安全で円滑な交通ネットワークが整備され、交通事故のないまちになっています。

◆目標 実現のための施策

1. 交通安全活動の推進
2. 交通環境の整備

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
満足度:交通安全の取組※	83.3% (令和5年度)	85.3% (令和10年度)
交通事故発生件数(人身)	124件 (令和5年)	110件 (令和10年)
免許返納制度利用者数	94人 (令和5年)	120人 (令和10年)

※住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

(3) 消費者支援の充実

◆現状と課題

- ＊消費生活に関する相談件数は増加傾向にあり、町に消費生活相談員を設置し、その相談にあたっています。
- ＊出前講座や講演会などを通じて、消費者意識の醸成に努めています。
- ＊本格的な超高齢社会[★]を迎える中、高齢者を狙った詐欺被害などが増加傾向にあります。また、インターネット取引に関するトラブルや多重債務に関する相談が増加しています。

◆基本的な方針

- ＊消費者トラブルを未然に防ぐとともに、消費生活において住民が自主的かつ合理的に行動できるよう、広報啓発活動の充実により、消費者意識の醸成を図ります。

※消費者トラブルに遭った住民の相談体制の充実や生活再建の支援に取り組みます。

◆5年後のまちの姿

- ※消費生活相談員による相談対応と適切な情報提供に努めることにより、住民の消費者意識が向上し、主体的かつ合理的な判断のもと、行動しています。
- ※高齢者を狙った詐欺対策に重点を置いたPR活動を行うことで詐欺被害が減少しています。
- ※多重債務問題など、住民が消費生活に関する問題に直面したとき、安心して相談でき、必要な支援を受けられる体制が整備されています。

◆目標実現のための施策

1. 消費者意識の醸成
2. 相談体制の充実

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
消費相談件数	235件 (令和5年度)	260件 (令和10年度)
消費に関する講座等への参加人数	949人 (令和5年度)	1,350人 (令和10年度)

3. 環境保全活動の推進

(1) 循環型社会の推進

◆現状と課題

- ＊国においては、令和6(2024)年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、環境収容力[★]を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会[★]」の構築をめざすこととしています。
- ＊低炭素で環境負荷をかけない持続可能な社会を構築していくため、従来の大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、住民、事業者、行政の協働による循環型社会づくりに取り組んでいくことが必要とされています。
- ＊ごみを出さないリデュース、物を繰り返し使うリユース、資源の再利用を図るリサイクル(3R活動)の推進など、ごみの発生と排出抑制に取り組んでいます。
- ＊不法投棄防止やごみの分別を徹底するとともに、安定した収集運搬体制の維持に努めています。
- ＊次世代を担う子どもたちへの学校や家庭での環境学習を推進するとともに、地域の環境活動を進め、環境配慮行動の普及を図っています。

◆基本的な方針

- ＊低炭素社会の構築に向け、再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、省エネルギーの推進を図るなど、低炭素型のライフスタイルの定着に取り組みます。
- ＊地球環境、経済、社会の課題解決につながるよう、地球温暖化対策の推進に向けた取組の普及啓発に取り組みます。
- ＊住民、事業者それぞれが3R活動を促進するとともに、収集・処理方法の充実を図り、ごみの減量化や資源化を推進します。
- ＊不法投棄の監視や指導、意識啓発の強化などにより、一層の適正処理を促進します。

◆5年後のまちの姿

- ＊ごみ問題に対する意識が高まり、分別やリサイクル、減量化が進み、ごみが減少しています。
- ＊不法投棄がなく、良好な生活環境が保たれています。
- ＊公共施設への太陽光発電設備設置や公用車の電気自動車への更新を推進するとともに、住民や事業者などへの太陽光発電設備の普及や電気自動車等への転換を促進し、再生可能エネルギーの活用が図られ、環境に負荷をかけない持続可能な社会が構築されています。
- ＊ごみの減量と資源化がより一層進むとともに、集団資源回収や分別収集、食品ロス削減に向けた取り組みが地域に根付いています。
- ＊出前講座などを通して住民の『もったいないの心』が醸成されています。

◆目標実現のための施策

1. ごみの減量化・資源化
2. 環境意識の啓発

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
リサイクル率	20.9% (令和5年度)	23.0% (令和10年度)
不法投棄通報対応件数	9件 (令和5年度)	7件 (令和10年度)

Plan4 元気で笑顔のまち(健康・福祉)

1. 健康づくり・医療の充実

(1) こころと体の健康づくりの推進

◆現状と課題

- *こころの健康相談や食育などに関する各種教室、講演会の開催のほか広報紙・町ホームページを活用した健康に関する情報提供により健康意識の醸成が進んできています。
- *仲間や家族とのウォーキングやランニングを楽しむ人が町の中で多く見られ、また、町民体育館や総合公園、民間スポーツクラブなどの利用が活発化しています。
- *各種教室の参加者が、健康に対する関心が高い人に固定化する傾向が見受けられるため、健康に関心が低い住民の健康づくりへの関心を高めるための働きかけが必要となっています。

◆基本的な方針

- *生活習慣病の予防と重症化対策のため、健康教育・健康相談の充実に努めます。
- *健康づくりの推進を担うリーダーやグループを育成するとともに、健康づくりに関する広報啓発に努めます。
- *健康寿命の延伸をめざし、一人ひとりにあった健康行動の習慣化と地域ぐるみの健康づくりを推進します。
- *妊娠、新生児期から高齢期に至るまで生涯を通じた歯科保健活動および口腔ケアを推進します。
- *食を通して、こころと身体が元気になるよう、食育活動を推進します。
- *こころの健康を保ち、健やかな生活ができることを通して、自殺対策を推進します。
- *喫煙に関し、法令に基づいた受動喫煙防止対策を推進するとともに、住民への正しい知識の広報啓発に努めます。

◆5年後のまちの姿

- *健康寿命が伸び、高齢者が地域で元気に活動しています。
- *健康づくりに対する意識が向上し、住民が率先してライフステージ[★]に合った健康診査や各種検診などを受けるとともに、食事や運動などの健康づくりに取り組んでいます。
- *住民が食に関する知識や食を選択する力を身につけ、毎日の食事を楽しみながら実践しています。

◆目標実現のための施策

1. 健康づくりへの支援
2. 健康づくり事業の推進

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
住民の健康寿命(県数値:5年ごとに公表)	男 80.18歳 女 84.32歳 (令和2度)	男 80.80歳 女 85.10歳 (令和7年度)
メタボリックシンドローム予備群および該当者の割合 (40～74歳の町国保加入者対象)	31.6% (令和5年度)	26.6% (令和10年度)

(2) 保健・医療サービスの充実

◆現状と課題

- * 妊娠・出産・子育てにおいて、こころや体、養育環境など何らかの問題を抱える妊産婦が増えており、安心して出産や子育てができるように、関係機関と連携し、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援体制を強化することが必要です。
- * 発達障害が広く認知されるようになり、早期発見や幼少期からの適切な支援の充実などが求められています。
- * 住民が感染症の予防や早期発見に努めることができるよう、感染症に対する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、必要な予防接種が安全に受けられるよう体制整備を図り、各種予防接種の接種率を維持することが必要となっています。
- * 生活習慣病の予防や早期発見、治療のため、健康診査および検診の受診率向上を図ることが必要です。

◆基本的な方針

- * 太子町こども家庭センター(母子保健機能)における出産・育児に係る支援体制を充実させ、総合的な母子保健体制を強化します。
- * 発達課題のある乳幼児とその家族について、就学後を見据えた必要な支援・相談を受けることができるよう、保健と福祉、保育園、幼稚園などの関係機関の連携体制を強化します。
- * 不妊に悩む人への支援の強化や妊娠、出産時における妊婦の支援強化に取り組みます。
- * 若い年齢からの健康診査および検診を実施し、生活習慣病を早期に発見し、早期に治療を開始できる体制の充実を図ります。
- * 感染症を予防するため、積極的な広報啓発などを行うとともに、予防接種の接種率向上を図ります。
- * 感染症や健康被害の発生時に迅速な対応ができるよう、保健所など関係機関と連携し、初動体制の構築を図ります。
- * 「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」を持つ人を増やし、病状に応じて適正な医療が安心して受けられる体制を構築します。
- * 救急医療体制や感染症対策、災害医療体制の充実を図るため、関係機関、周辺自治体などとの連携を推進します。
- * 夜間や休日の適正な医療機関の受診を推進するため、住民への情報提供や広報啓発を行います。

◆5年後のまちの姿

- * 太子町こども家庭センター(母子保健機能)の支援体制が強化され、安心して妊娠や出産、育児を行えるまちになっています。
- * 健康診査および検診の受診が促進され、生活習慣病などの予防や早期治療につながっています。
- * 乳幼児から高齢者まですべての住民が必要な予防接種を受けています。
- * 日常的な医療サービスを受けられる身近な「かかりつけ医・歯科医・薬局」を住民一人ひとりが持つとともに、休日や夜間、子どもの急病など、緊急時に対応できる医療体制が整っています。
- * 兵庫県や周辺自治体、関係機関との連携が強化され、広域救急医療体制が構築されています。

◆目標実現のための施策

1. 母子保健対策の充実
2. 疾病予防対策の推進
3. 地域医療・救急医療体制の充実

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
乳幼児健康診査の受診率	99.1% (令和5年度)	99.3% (令和10年度)
患者千人あたりの糖尿病性腎症有病者数 (40～74歳の町国保加入者対象)	12.4人 (令和5年度)	11.9人 (令和10年度)
満足度:地域医療の体制※	81.2% (令和5年度)	84.2% (令和10年度)

※住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

(3) 保険制度の運営

◆現状と課題

- * 国民皆保険制度の基盤である国民健康保険制度が抱える「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料負担が重い」、「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多い」といった構造的課題に対応し、制度の安定化を図るため、平成30(2018)年4月からは県が市町とともに国民健康保険の財政運営を担っています。県では同一所得・同一保険料となる保険料水準の統一をめざしていることから、町は標準保険料率への移行に向け、計画的・段階的に取り組みを進める必要があります。
- * 高齢化や慢性疾患患者の増加、医学や医療技術の進歩、医療機関へのかかり方の問題などの要因により、国民健康保険の医療費は増加傾向が続いています。また、低所得者層の増加などにより、国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。
- * 75歳以上の高齢者の医療費を国民全体で公平に支える制度として、平成20(2008)年4月から県単位での後期高齢者医療制度が開始されましたが、依然として医療費の増加傾向は続きその運営も厳しい状況にあります。

◆基本的な方針

- * 兵庫県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業などの地域におけるきめ細かい事業を推進します。
- * 疾病の予防や早期発見、早期治療につなげるため各種健診事業を推進するとともに、適切に医療を受診するよう広報啓発を図ります。
- * 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の未納を防ぐための対策を引き続き推進します。
- * 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進や糖尿病性腎症の重症化予防などを通じた医療費の適正化を図り、安定的な制度の運営につなげます。

◆5年後のまちの姿

- * いつでも適正な医療サービスを安心して受けることができ、被保険者の健康保持や増進、医療保険制度の安定的な運営が図られています。
- * 将来にわたり安心して医療が受けられるよう、兵庫県国民健康保険団体連合会、兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険および後期高齢者医療制度の財政運営を行っています。

◆目標実現のための施策

1. 国民健康保険制度の適切な運営
2. 後期高齢者医療制度の適切な運営

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
被保険者一人あたりの医療費 (療養の給付、療養費)	445,751円 (令和5年度)	445,000円 (令和10年度)
国民健康保険税徴収率	94.0% (令和5年度)	95.3% (令和10年度)

2. 高齢者・障害福祉の充実

(1) 地域包括ケアの充実

◆現状と課題

- * 介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステム【★】を構築していくことが必要となっています。
- * 社会構造の変化に伴い、高齢者の相談内容は多種多様となっており、また、対応が複雑化する事例も増えています。相談内容を的確に把握し、適切な対応を図ることが必要です。
- * 団塊の世代【★】が多い太子町では、団塊の世代が75歳を迎える令和7(2025)年に介護、高齢者の課題が多く発生することが予測されています。
- * 認知症に対する理解不足や介護知識の不足、経済的な問題などにより、全国的に高齢者に対する虐待が増加し、虐待の予防や早期発見、迅速な対応が求められています。
- * 認知症高齢者の増加から、判断能力が不十分となった場合でも本人を保護し権利が守られるよう支援する体制づくりが求められています。

◆基本的な方針

- * 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域包括ケアシステムを構築・強化するとともに、高齢者の生活支援や介護家族への支援など、在宅福祉サービスを充実していきます。
- * 地域密着型サービスの充実や介護人材の確保と資質の向上を図るとともに、介護保険制度の適正な運営に努めます。
- * 成年後見制度の周知や市民後見人の育成など、判断能力が不十分となった場合にも高齢者の権利を守る仕組み・体制づくりに取り組みます。
- * 認知症サポーターの養成や高齢者等見守りネットワークの構築などを通じて認知症の早期診断・早期対応の取組を推進します。また、認知症に対する理解を深めるための広報啓発を積極的に行うとともに、オレンジカフェ【★】などを通じて介護する家族への支援の充実を図り、住民や地域、企業と協働して認知症高齢者を守ります。

◆5年後のまちの姿

- * 高齢者が住み慣れた地域の中で、健康を保ちながら、自立して暮らすことができます。
- * 高齢者が求める適正・適切な介護サービスが提供され、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- * 認知症を正しく理解するための広報啓発を通して、地域で見守り支援できる住民や企業が増加しています。
- * 認知症の早期診断・早期対応のためのサポート体制を構築することにより、認知症高齢者とその家族が地域で安心して生活しています。

◆目標実現のための施策

1. 介護予防・介護保険サービスの充実
2. 認知症高齢者等の支援体制の充実
3. 高齢者を支える人材の育成

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
介護予防に資する住民主体の「通いの場」への参加人数	1,800人 (令和5年度)	2,300人 (令和10年度)
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	7,110人 (令和5年度)	8,100人 (令和10年度)
地域包括支援センター相談件数	3,527件 (令和5年度)	3,800件 (令和10年度)

(2) 高齢者の社会参加の促進

◆現状と課題

- * 介護や支援を必要としない高齢者が活躍する場として就労やボランティア活動の機会をこれまで以上に充実させるなど、社会参加を通じて健康寿命を延ばしていく取組が求められています。
- * 高齢者の仲間づくり、生きがいづくりの場である老人クラブを休止(解散)する地域が増加しています。
- * 高齢者に職業を紹介するシルバー人材センターの登録者が減少傾向となっています。

◆基本的な方針

- * 高齢者が健康で生きがいを持って暮らし続けられるよう、公民館での各種教養講座の開催、高齢者スポーツの促進、老人クラブ活動への支援、シルバー人材センターとの連携などを通じて、生きがいづくりや健康づくりを促進します。
- * 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、住み慣れた地域の中に運動を取り入れた住民主体の通いの場を創出するなど、介護予防と生きがいづくりを推進します。
- * 加齢による筋力や認知機能、社会とのつながりなど心身の活力が低下した状態(フレイル)を支えるため、保健部門、保険部門、高齢者福祉部門が連携し、高齢者の栄養(食・口腔機能)、運動、社会参加を進めていきます。

◆5年後のまちの姿

- * 高齢者が社会参加などを通じて、様々な介護予防・フレイル(虚弱)予防、生きがい対策に取り組むことにより、生きがいを持ち、健康を維持しながら毎日を地域で過ごしています。
- * 高齢者が培ってきた知識や経験を生かして、さまざまな場面でまちづくりの担い手として活躍しています。
- * 自治会活動や老人クラブ活動、趣味活動など、高齢者の地域コミュニティへの参加を促し、支える側、支えられる側という画一的な関係だけでなく、高齢者一人ひとりが地域で役割を持ち、互いに支え合いながら自分らしく活躍できるまちになっています。

◆目標実現のための施策

1. 地域づくりへの参画
2. 高齢者の社会参加・就労支援の促進

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
いきいき百歳体操実施箇所数	50箇所 (令和5年度)	55箇所 (令和10年度)
満足度:高齢者のための福祉※	82.9% (令和5年度)	83.7% (令和10年度)

※住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

(3) 障害のある人の自立支援の促進

◆現状と課題

- * 障害のある人の多様なニーズに応じた適切な支援を提供する仕組みや相談支援体制の充実が求められています。
- * 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的な配慮の浸透など、地域における障害のある人への理解の促進が必要となっています。
- * 障害のある人の地域における交流の促進や就労支援、移動の支援など、障害のある人の社会参加のための施策の強化が求められています。

◆基本的な方針

- * 障害のある人が自らの意思により必要とするサービスを適切に選択できるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
- * 障害のある人の在宅生活を支援するサービスや日中活動の場、住まいなどが適切に提供できるよう、障害福祉サービスおよび障害児通所支援などの提供体制の充実を図ります。
- * 障害のある人が差別や権利の侵害を受けないよう、成年後見制度などの権利擁護に関する制度利用について広報啓発を強化するとともに、障害のある人やその家族、介助者などからの相談をはじめ、虐待や権利擁護などに適切に対応できるよう、関係機関との連携を強化します。
- * 地域との交流機会の充実や障害者団体の活動支援、公共施設などを中心としたハード面およびソフト面からのバリアフリー化施策の推進により、障害のある人の社会参加を促進します。
- * 障害のある人が能力や適性に応じて働くことができるよう、企業やハローワークなどの関係機関と連携しながら就労活動を支援します。
- * グループホームや賃貸住宅、自宅など、障害のある人が希望する場所で生活できるよう、地域生活支援拠点[★]等の活用など、あらゆる社会資源を生かし、障害特性に応じて柔軟に支援します。

◆5年後のまちの姿

- * 相談支援体制の充実により障害のある人一人ひとりに合った適切な支援への橋渡しが行われています。
- * 障害のある人やその家族が、地域の中で必要なサービスを利用して、仕事や生きがいを持つことができ、充実した毎日を送っています。
- * 地域での障害のある人への理解が進み、障害のある人とない人が同じ地域に住む仲間として理解し合う共生社会が実現しています。
- * 障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、災害発生時においても、生命・身体の安全確保が図られる地域の支援体制が構築されています。

◆目標実現のための施策

1. 障害のある人の生活支援の充実
2. 障害のある人の社会参加・就労支援の促進

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
満足度:障害のある人のための福祉※	83.2% (令和5年度)	84.4% (令和10年度)
相談支援事業所数	3箇所 (令和5年度)	4箇所 (令和10年度)
障害者グループホーム事業所数	3箇所 (令和5年度)	4箇所 (令和10年度)

※住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

3. 地域福祉の充実

(1) 住民意識の醸成

◆現状と課題

- * 地域における人間関係の希薄化や高齢化が進行するとともに、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、障害のある人など支援を必要とする人が増加しています。
- * 地域福祉を担う人材の確保をはじめ、自治会や社会福祉協議会などと連携した住民主体の地域福祉の推進や支援を必要とする人を地域で支え合う仕組み・体制の構築が求められています。
- * 超高齢社会[★]において、今後も災害時避難行動要支援者が増加していくと見込まれています。災害の発生初期に安否確認などを地域で行う体制づくり、地域づくりが求められています。
- * 女性や子ども、高齢者、障害のある人、性的少数者など、さまざまな人権問題が存在し、一人ひとりの人権意識の確立・向上に向けた広報啓発の強化および学習機会の提供が求められています。
- * SNS[★]やインターネットなどによる人権侵害の広がりが指摘されています。
- * 性別役割分担意識が根強く残っているため、自らの意思によって個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりが求められています。
- * 町内の外国人住民が増加傾向にあり、住民の国際理解を促す取組や外国人住民の日本語や日本文化の習得と文化交流の機会が求められています。
- * 国籍や文化的なルーツに関わらず、ともに暮らすことのできる、多文化共生[★]のまちづくりを進めていくことが求められています。

◆基本的な方針

- * 地域福祉に対する住民意識を高めるため、学校園や自治会、老人クラブなどへの出前講座を通じて、広報啓発や福祉教育に取り組みます。
- * 地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会と連携し、地域福祉推進体制の充実を図ります。
- * 性別や年齢、障害の有無といった個々の属性や置かれた状況にかかわらず、一人ひとりが自立し、お互いの人権を尊重し合い、個性と能力を充分発揮できるまちづくりを推進します。
- * 一人ひとりが、性別や年齢にかかわらず仕事と生活の調和がとれた豊かな暮らしを送ることができるよう、家庭や職場、地域における男女共同参画意識の醸成を図ります。
- * ライフスタイルに合わせた「生むこと・育てること」の支援を提供するとともに、従来の男女の固定的な役割分担や就業の考え方を換え、互いを尊重できる住民意識の醸成に取り組みます。
- * 男女共同参画プランに基づき、フォーラムの開催や広報活動などを通じた広報啓発など、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な取組を推進します。
- * 外国人住民の就労や就学を支援するとともに、外国人住民が地域で孤立せず、共生できるよう、通訳や翻訳、地域交流のサポートなどを行うボランティアの育成と環境整備を進めます。
- * 外国人住民が快適に暮らすことのできる共生のまちづくりの推進を図るため、外国語による行政情報の提供や外国人住民に対する生活支援の充実を図ります。

◆5年後のまちの姿

- * 全ての住民が互いにいたわりの気持ちを持ち、地域におけるボランティアやNPOなどによる福祉活動が活発に展開されています。
- * 誰もが社会の対等な構成員として、性別にかかわらず個性と能力を発揮・参画する機会が確保されています。
- * 住民と外国人住民がさまざまな交流を通じて、国籍や文化的なルーツに関わらず、互いを知り、認め合うことで暮らしやすいまちとなっています。
- * 外国の文化や習慣などについての国際理解が町全体に広がり、外国人住民が快適に暮らすことのできるまちになっています。
- * 豊かなこころを育み、いきいきとしたコミュニティを醸成していくために、世代や地域、国籍などを超えて、お互いを認め尊重し合いながら、多様な交流・連携が行われています。

❖目標実現のための施策

1. 支え合い意識の醸成
2. 人権意識の向上
3. 男女共同参画意識の醸成
4. 多文化共生[★]の推進

❖施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
人権大会等への参加人数	982人 (令和5年度)	1,360人 (令和10年度)
審議会等の委員総数に占める女性の割合	19.5% (令和5年度)	30.0% (令和10年度)
日本語学習、交流ができる教室等の開催回数	78回/年 (令和5年度)	80回/年 (令和10年度)

(2) 支え合い体制の確立

❖現状と課題

- * 家族や地域におけるつながりが希薄になっているため、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域福祉を推進することが必要となっています。
- * 少子高齢化の進行に伴い、地域の担い手不足が見込まれており、住民一人ひとりが地域福祉の担い手として活動する環境が求められています。
- * 親の子育てに対する不安や負担感などから児童虐待の増加が懸念されています。児童虐待の相談件数は、年々増加傾向にあるため、関係機関相互の連携、協力のもと、適切な相談体制の充実を図ることが求められています。
- * 全国的な課題として、成人年齢を超えても社会にうまく適応できないなど、生きづらさを抱えた人が多く見られるようになり、ひきこもりやニートが社会課題となっています。
- * ひきこもりは、本人や家族にとって精神的・経済的負担となるだけでなく、将来における労働力の減少や社会的負担の増大につながる恐れがあることから、自立と社会参加に向けた支援が必要となっています。

❖基本的な方針

- * 住み慣れた地域の中で、障害の有無や年齢に関係なく個人が尊重され、いきいきと暮らせるまちの実現に向け、地域での支え合い活動を推進します。
- * 支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、ボランティアなどのサービスの提供体制の充実を図り、誰もがいきいきと暮らせる環境を創出します。
- * 災害時避難行動要支援者に対する支援体制を整備するとともに、企業などと連携した高齢者や障害のある人の見守り活動を促進します。
- * 地域で孤立している生活困窮者やひきこもりを早期発見し、必要な支援につなげるため、関係機関と連携した相談支援体制を構築します。
- * 将来的なひきこもりにつながるかとされている、児童・生徒の不登校を解消するために、関係機関と連携したアセスメントや支援を強化するとともに、不登校児童・生徒への学習支援を推進します。
- * 児童相談所全国共通ダイヤル189(いちはやく)の広報啓発や社会福祉協議会や民生委員児童委員のネットワーク機能の強化など、児童虐待や高齢者虐待を防ぐための取組を推進します。
- * 保育サービスをはじめとする子育て支援の充実を図り、女性の社会進出を促進する環境づくりを進めます。

❖5年後のまちの姿

- *社会福祉協議会を中核とした各種福祉団体・自治会・ボランティア団体・民生委員児童委員などのネットワーク機能を強化することにより、地域福祉の推進体制が充実しています。
- *社会的弱者に対する虐待防止に向け、広報啓発や相談窓口の充実を図るとともに、福祉サービスの提供が適正に行われるよう、サービス利用者の相談・苦情処理体制が充実しています。
- *福祉や保健、医療、介護、教育などの連携により、住民が抱える生活課題を地域で解決できる体制が整い、一人ひとりが安心して生活できる社会が形成されています。
- *子どもや若者が地域の中で支えられる中で自己を確立するとともに、社会との関わりを自覚しながら健やかに成長し、多様な他者と協働しながら社会を担っています。
- *地域や家庭、職場などのさまざまな場面で、男女ともに家事や育児・仕事などの役割を担っており、男女がお互いを尊重し、誰もが意欲や希望に応じて自分らしく活躍することができるまちとなっています。

❖目標実現のための施策

1. 地域福祉活動の推進
2. 児童虐待予防・高齢者虐待予防の推進

❖施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
民生委員児童委員相談・支援件数	1,060件 (令和5年度)	1,200件 (令和10年度)

Plan5 快適で持続するまち(都市機能・行政基盤)

1. 都市機能の整備促進

(1) 計画的な土地利用の推進

◆現状と課題

- * 聖徳太子ゆかりの歴史文化が色づくこの地に今なお遺されている、当時を伝える条里制の景観や豊かな田園景観が町固有の財産として継承されています。
- * 市街地開発が進み戸建て住宅が増える一方で、中心地の拠点性の回復や農村環境の維持、集落内のコミュニティ維持、空き家対策が課題となっています。
- * 地域産業の衰退による地域経済の低迷が懸念されています。
- * 幹線道路の整備が進められていく中で、より高度な沿道の土地利用が求められています。また、JR網干駅や太子・竜野バイパスインター周辺のまちの玄関口としてふさわしい土地利用が求められています。
- * 地籍調査のさらなる推進が求められています。
- * 総合公園の早期完成が求められています。

◆基本的な方針

- * 町の持つ魅力を広報啓発し、企業などとの事業連携を図りながら、景観の保全と形成に向けた住民意識の高揚を図ります。
- * 快適で潤いのある生活空間を確保するため、地域の特色を生かした市街地の整備を図るとともに、街並みに調和した良好な景観の形成を促進します。
- * 地域の特性や環境に合った企業誘致を行い、雇用の拡充や地域経済の向上を図ります。
- * 商業や歴史、文化、スポーツなど、地域の特性に合わせた多様な都市機能の集約を図るとともに、まちの回遊性を向上させます。
- * まちの玄関口の土地利用を進めることにより、人を呼び込むとともに、安全で便利な生活圏を整備し、町内外への魅力発信やにぎわいの創出を図ります。
- * 計画的に地籍調査を実施することにより、土地利用の円滑化を図ります。
- * 誰もが安全で安心して利用できる公園を整備し、多様な用途を含めた利用促進を図ります。

◆5年後のまちの姿

- * 街並みや景観などの修景によって統一感のある、歩いてみたいまちになっています。
- * 都市計画マスタープランに基づいた土地利用を推進することにより、町の将来像を見据えた適正な土地利用が進んでいます。
- * 新たな産業や企業が増えることで雇用が確保され、地域産業、地域経済が活性化しています。
- * 幹線道路沿道などの用途地域の見直しの検討を進めることにより、適正な都市機能と良好な都市環境形成に向けた意識の共有が図られています。
- * まちの玄関口の整備やまちの回遊性の向上により、来町者が増え、まちににぎわいが創出されています。
- * 建築物や市街地が周辺環境と調和し、快適に暮らすことができる生活環境が整備されています。また、地域それぞれに特色ある市街地が形成されています。
- * 地籍調査が進み、円滑な土地利用が図られています。
- * 総合公園が完成し、スポーツ・交流拠点としての機能に加え、広域的な利用による地域のにぎわい創出拠点になっています。

◆目標実現のための施策

1. 集約と連携による立地の適正化
2. 良好な都市景観の形成
3. 公園の整備・管理

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
満足度:まち全体の景観、雰囲気※	92.1% (令和5年度)	93.1% (令和10年度)
一人当たりの公園面積	4.7㎡/人 (令和5年度)	9.0㎡/人 (令和10年度)

※住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

(2) 交通ネットワークの整備

◆現状と課題

- * JR網干駅および太子・竜野バイパス、山陽自動車道など、自動車や鉄道での町外、特に京阪神へのアクセスの利便性は確保されていますが、町内の公共交通機関や移動手段の確保が求められています。
- * 都市計画道路である揖保線や龍野線などの新たな幹線道路の整備が進められていく一方で、生活道路内の通過交通の急激な増加への対策が重要となっています。また、未整備の都市計画道路の早期着手が求められています。
- * 歩道・自転車道の整備などにより、歩行者や自転車利用者の安心・安全を確保する必要があります。
- * 超高齢社会[★]の進行、運転免許自主返納者の増加などにより、高齢者などの交通弱者の交通へのニーズが高まっています。
- * 住民や公共交通事業者、関係機関などと協働し、持続可能な地域公共交通網の形成を推進することが求められています。
- * 就労世代の減少や少子化に伴う輸送人員減少、また、運転手不足などにより、民間交通事業者を取り巻く環境が厳しくなっています。

◆基本的な方針

- * 高齢者や障害のある人、妊婦、ベビーカー利用者、自転車利用者などが安心して移動できるまちとなるよう歩道や生活道路の整備を進めます。
- * ウォーキングやジョギング、サイクリングなど、まち歩きを楽しむ人の利便性の向上のため、街角のトイレ環境を整備します。
- * 狭あい道路[★]の拡幅整備などにより、外出しやすい環境と渋滞対策に取り組めます。
- * 交通ネットワークの構築に向け、未整備となっている都市計画道路の早期事業着手に取り組めます。
- * JR網干駅をまちの玄関口として位置付け、利便性向上のため、姫路市などと連携し、JR網干駅周辺的环境整備を推進します。
- * 交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通事業者や地域住民との協議・連携のもと、地域の実情に応じた公共交通、公共交通網を検討し、持続可能な地域公共交通を推進します。

◆5年後のまちの姿

- * 高齢者や障害のある人、妊婦、ベビーカー利用者、自転車利用者など、誰もが安心して移動できるよう、道路や歩道が整備されています。
- * 幹線道路の交通渋滞が緩和され、生活道路内の通過交通も緩和されています。
- * 都市計画道路の整備により、交通ネットワーク構築と経済活動の強化が図られています。
- * 公共交通の利便性向上や安心して移動することができる道路の整備、緑や四季を感じることができる景観形成により、「外出しやすいまち」「歩くことが楽しいまち」となっています。

❖目標実現のための施策

1. 道路環境の整備
2. 公共交通網の整備

❖施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
満足度:車利用の際の道路の整備状況※	81.0% (令和5年度)	83.0% (令和10年度)
満足度:公共交通(電車やバス)の利便性※	44.2% (令和5年度)	46.9% (令和10年度)
都市計画道路の進捗率	71.2% (令和5年度)	74.0% (令和10年度)

※住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

(3) 上下水道の整備・維持管理

❖現状と課題

- * 町内のほぼ全域で上水道・下水道が整備されていますが、老朽化対策の必要な施設や管路などが増加しています。
- * 人口動態や節水型機器の普及、節水意識の高まりなどにより、今後は使用水量・処理水量の減少、収益の低下が見込まれます。
- * 宅地開発に伴う農地などの減少で土地の保水力が低下しているため、豪雨などによる浸水被害や不明水対策に取り組む必要があります。
- * 安全で安心な水道事業の継続にあたり、町職員の技術継承が求められています。

❖基本的な方針

- * 施設・管路などの計画的な更新や補修による長寿命化などの維持管理・防災対策に努め、水道水の安定供給と排水処理に取り組みます。
- * 水需要に応じた経営資源の効率的な配分や施設配置の見直しなどに取り組み、持続可能な事業運営に努めます。

❖5年後のまちの姿

- * 安全で安心な水の供給が持続し、生活排水や雨水排水が安定的に処理されることで、日々の暮らしに溶け込んだ無意識の快適さを感じることができる生活環境の整ったまちとなっています。
- * 事務事業の効率化と経費縮減、施設配置などにより、上下水道事業が健全かつ安定的に運営されています。

❖目標実現のための施策

1. 施設や管路等の整備・管理
2. 事業運営の安定化

❖施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
上水道有収率	93.5% (令和5年度)	94.0% (令和10年度)
基幹管路耐震化率	57.4% (令和5年度)	81.3% (令和10年度)
雨水整備率	57.0% (令和5年度)	62.0% (令和10年度)

2. 行政基盤の確立

(1) 行政機能の強化

◆現状と課題

- * 社会状況の変動にも耐え得る財政運営を可能とするため、行政サービスの効率化、民間委託による行政のスリム化、行政財産の有効活用、職員の能力の向上を図る必要があります。
- * 行政や地域の情報を適正に共有し、住民と行政のより良い信頼関係を築くためには、広報広聴活動をさらに充実、強化することが必要です。
- * 住民の行政需要は高度化、多様化しており、最適な方法や体制で行政サービスを提供することが求められています。
- * 住民のまちづくりへの関心を高めるための広報活動、協働によるまちづくりにつなげるための広聴活動の充実が求められています。
- * 電子メール、まちづくりレター(町民提案箱)などの個別広聴に加え、出前講座やまちづくりの集いなどの集団広聴を行っていますが、まちづくりへ参画を促すための新たな広聴の取組が求められています。

◆基本的な方針

- * 高度化、複雑化する住民ニーズ、行政課題に的確に対応していくため、組織の枠を超えた横断的な連携や全庁的な相互調整を図るなど、柔軟かつ機能的な組織体制の構築を図ります。
- * 事務事業の仕組みの見直しや改善に常に取り組みながら更なる行政の効率化を追求するとともに、住民の視点に立った、より質の高い行政サービスの提供に努めます。
- * 国や県、他自治体などの動向を見据え、マイナポータル[★]をはじめとした電子申請の検討などICT[★]の利活用や民間活力の導入により、業務の効率化と住民満足度の向上につなげます。
- * 広報たいしなどにより、親しみやすく分かりやすい行政情報を提供するとともに、住民意見や提案をまちづくりに反映させる広聴機能の充実を図るなど、住民参画や協働体制を推進します。
- * 各種計画の策定など検討段階から住民参画を進めるとともに、パブリックコメント[★]の実施、ワークショップ[★]の開催などにより、住民参画の機会の拡充に努めます。
- * 住民サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、広域連携(圏域)による共同処理を推進するとともに、観光振興に向けた更なる取組や上下水道事業など、新たな都市間連携を推進します。

◆5年後のまちの姿

- * 簡素で効率的な組織を形成することにより、社会情勢や行政課題の変化に対応しています。
- * 住民ニーズに応えることができる質の高い行政サービスが持続的に提供できる体制が構築されています。
- * 住民や企業が町に意見や提案を伝えるための多様な広聴活動を展開することにより、住民や企業、町との対話を通じた施策、協働のまちづくりの体制が構築されています。
- * まちの特性や強みなどの資源を最大限に活用しながら、住民や企業、近隣自治体など、多様な担い手と連携して複雑かつ多様な行政課題に対応しています。
- * 長期的、総合的な視点に立った研修や人員配置により、公務能率および町職員の能力が向上しています。

◆目標実現のための施策

1. 行政組織の強化
2. 広報広聴の充実
3. 広域行政の推進

◆施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
満足度:町の広報や広聴への取組※	86.4% (令和5年度)	88.3% (令和10年度)
町ホームページの年間アクセス数	364,706件 (令和5年度)	401,000件 (令和10年度)
連携中枢都市圏の連携事業数	41事業 (令和5年度)	46事業 (令和10年度)

※住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

(2) 財政運営の健全化

◆現状と課題

- ※人口減少や少子高齢化の進行などを背景に、税収の減少や社会保障関連費用の増大などにより、今後も厳しい財政状況が続くと予測される中、経営的な視点に立った行財政運営による住民生活の充実と向上が求められています。
- ※公共施設等の将来的な維持・更新などに係る費用の最小化、平準化のため、人口構造の変化に伴う需要の変化や財政負担とのバランスを踏まえ、「総量の最適化」「長寿命化」「ライフサイクルコストの縮減」「低未利用施設等の活用」に取り組む必要があります。

◆基本的な方針

- ※将来的に厳しい財政状況が見込まれる中、予算配分の重点化や歳入の積極的な確保を進め、持続可能な財政運営に努めます。また、公共施設等の老朽化への効果的な対応や町が保有する財産の有効活用を図り、その適正管理に努めます。
- ※定期点検による適切な現状把握のもと、優先順位の高いものから順次、補修や改修をするとともに、劣化や不具合が生じる前に予防保全を行うことで、公共施設等の長寿命化を図ります。
- ※適正課税の推進と徴収率の向上、使用料や手数料などの受益者負担の適正化、公有財産の活用、ふるさと納税の推進などの取組により、歳入の確保を図ります。
- ※町の各事業のさらなる見直しを進め、歳出の最適化を図ります。

◆5年後のまちの姿

- ※町税の徴収率の向上や遊休資産の貸付・売却、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保が図られています。
- ※後年度負担抑止の観点を重視することにより、効果的な歳出が行われています。
- ※さらなるDX[★]化が進むとともに、公会計制度の活用が図られ、透明性の高い、効率的で効果的な行財政運営が行われています。
- ※公共施設等の計画的な管理により、耐震化や長寿命化が図られることで、住民の誰もが安心して快適に利用できる施設になっています。また、官民連携に向けた取組を推進し、良好な施設サービスが提供されています。

◆目標実現のための施策

1. 財政運営の健全化
2. 公共施設等の管理・活用

❖ 施策に関する指標

重要業績評価指標(KPI)	現状	5年後の姿
住民一人あたりの財政調整基金残高 (住民基本台帳人口)	94,794円 (令和5年度)	60,000円 (令和10年度)
町税徴収率(現年課税分+滞納繰越分)	96.1% (令和5年度)	96.9% (令和10年度)
公共施設の延べ床面積累計縮減率(令和3年度末比)	0.85% (令和5年度)	4.22% (令和10年度)

第3次太子町人口ビジョン

第1章 人口ビジョンの位置付け

1. 策定の趣旨

我が国の人口は、平成 20(2008)年の 12,808 万人をピークに減少局面に入り、令和 2 年国勢調査では 12,615 万人にまで減少しています。

このような減少傾向は、今後も続くと想定され、国立社会保障・人口問題研究所[★](以下、社人研という)が令和2年国勢調査の確定数を出発点とする新たな全国将来人口の推計を行い、令和5年(2023)に公表した結果によると、令和 52(2070)年の人口は 8,700 万人にまで減少するとされています。

このようなことを踏まえ、国は平成 26(2014)年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さらには、令和元(2019)年に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を改訂し、令和 2(2020)年に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂するなど、地方創生に向けた政策を進めています。

太子町においても、国のそういった動きを踏まえ、本町の人口動向についての展望を示し、人口減少対策に取り組むための「太子町人口ビジョン」および「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。また、令和 2(2020)年にはこれらを改定し、本町の創生に向けて継続的に取り組んでいます。

今回、令和 2 年国勢調査結果が公表されたことを踏まえ、「第2次太子町人口ビジョン」の見直しを行います。

2. 人口ビジョンの期間

人口ビジョンの対象期間は、令和 42(2060)年までとします。

第2章 人口の現状

1. 人口の推移と将来推計人口

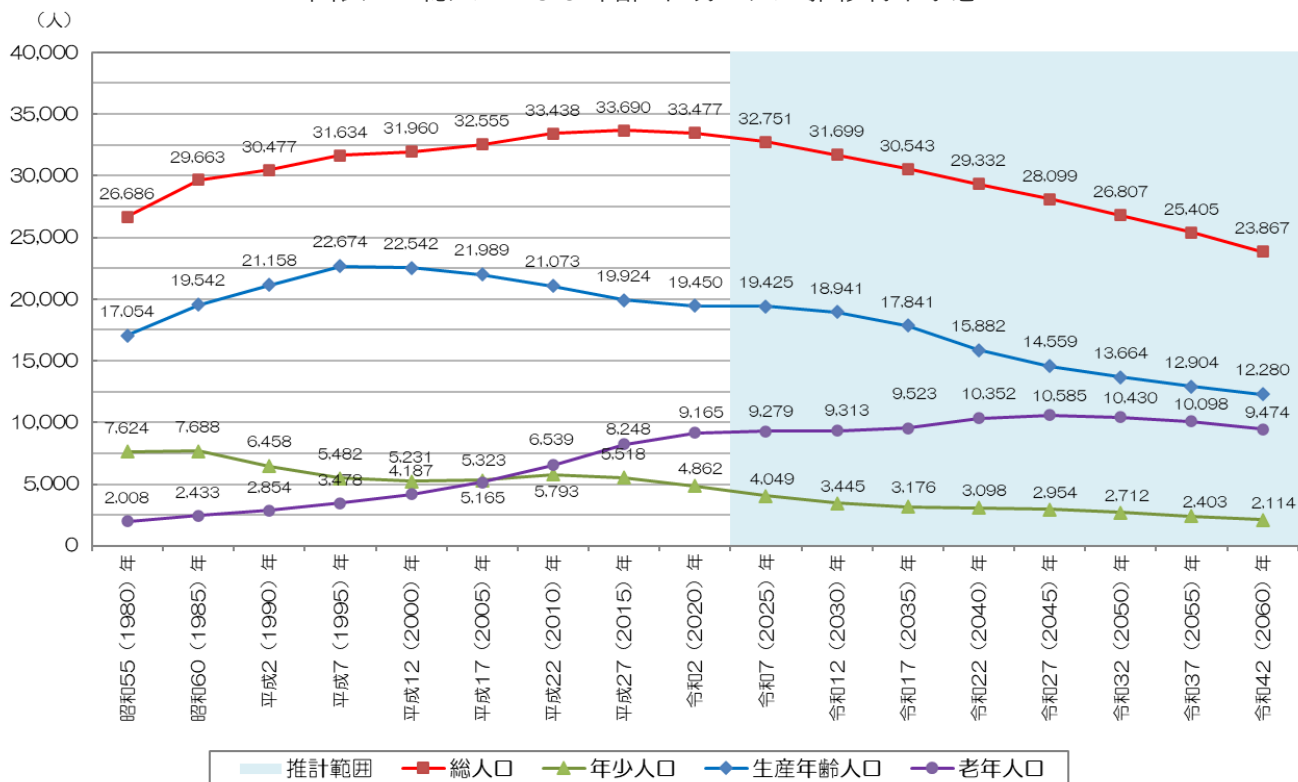
本町の人口は、平成27(2015)年には33,690人となりましたが、令和2(2020)年には33,477人とわずかに減少しています。社人研の推計(令和5(2023)年12月)によると、令和42(2060)年の人口は23,867人で、令和2(2020)年の約71%になると想定されています。

また、本町の年齢3区分別人口をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にあります。

一方で、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、平成22(2010)年以降は、年少人口を逆転して多くなっており、令和2(2020)年には、全体の約27%を占めるようになっていました。年少人口、生産年齢人口は、令和7(2025)年以降においても減少を続けると想定されています。

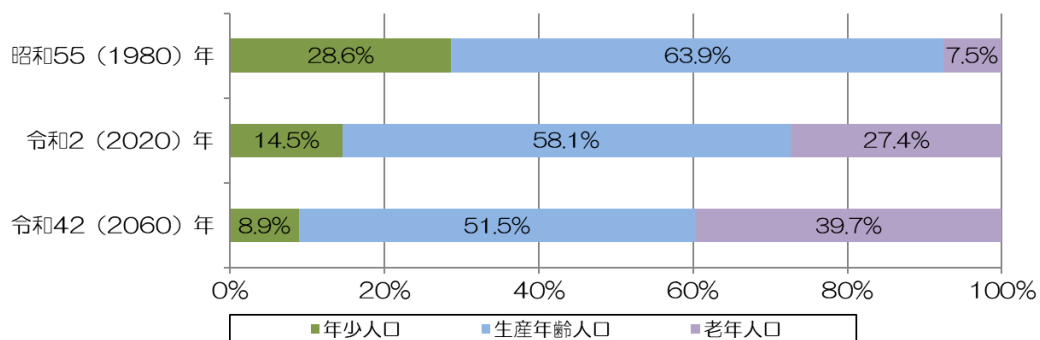
老年人口は、令和27(2045)年をピークに減少すると想定されていますが、その構成割合は増加傾向にあり、令和42(2060)年には約40%になると想定されています。

図表 1 総人口および年齢3区分の人口推移将来予想



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計

図表 2 年齢3区分別人口構成の推移



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計

2. 自然増減、社会増減の状況

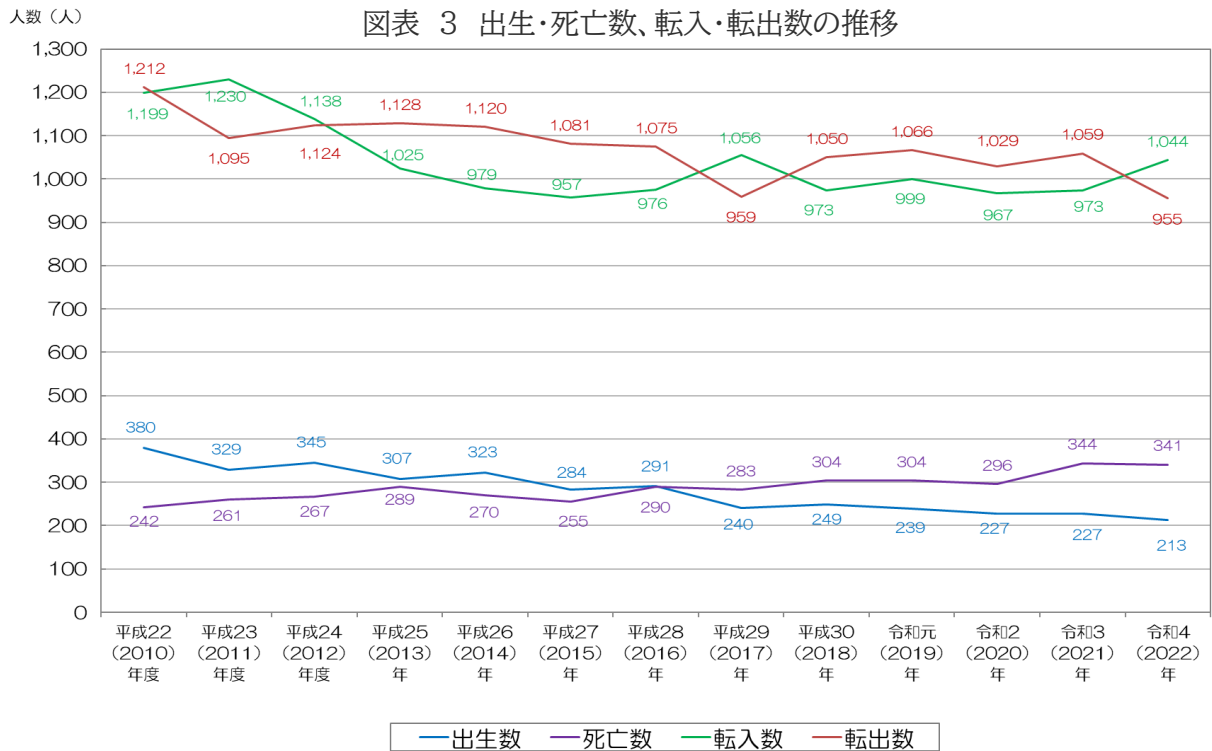
本町の出生数は、平成26(2014)年までは300人を超えていましたが、徐々に減少を続け、令和4(2022)年には213人にまで減少しました。

また、死亡数は増加傾向にあり、平成22(2010)年度には242人でしたが、令和4(2022)年には341人となっています。

このようなことから、年々、出生数と死亡数の差が開いており、自然減がより顕著となっています。

転出数は、平成22(2010)年度は1,212人と1,200人を超えていましたが、近年では1,000人前後で推移しており、令和4(2022)年には955人となっています。

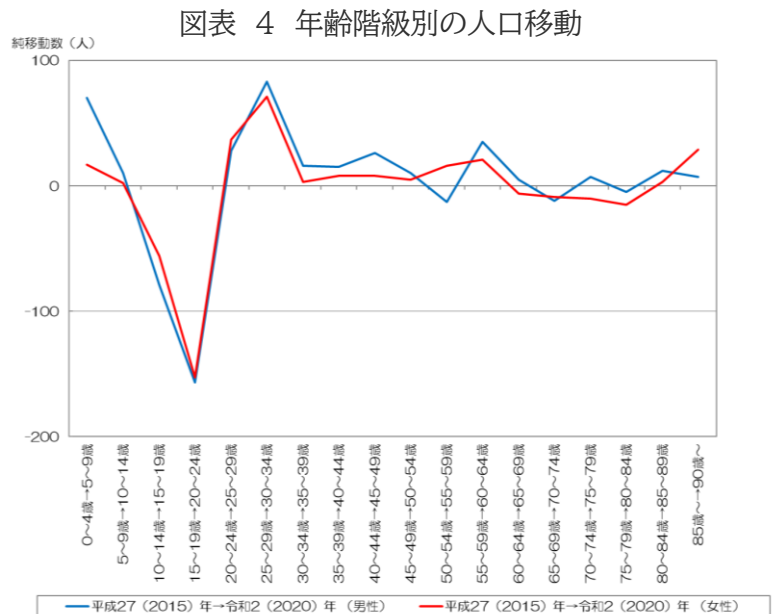
転入数は、平成22(2010)年度が1,199人と転出数の1,212人を下回っていましたが、翌年度には転出数を上回り、その後減少に転じながらも、平成29(2017)年には再度転出数を上回ったのちに再び減少し、以降転出数を下回っていました。しかしながら、令和4(2022)年には1,044人と再び増加し、転出数の955人を上回る結果となっています。



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数調査
注:平成24(2012)年までは年度の数値であり、平成25(2013)年からは年次の数値である。

本町の平成27(2015)年から令和2(2020)年における年齢5歳階級別の移動状況(転入者-転出者)をみると、大きく転出超過となっているのは、男性、女性ともに10~14歳、15~19歳の年代で、特に15~19歳は、転出超過数が100人を超えています。この理由としては、他都市の大学等へ進学するために転出していることのほか、他都市での就職によるものと考えられます。

一方で0~4歳、20~24歳および25~29歳の年代、特に25~29歳で転入超過が多くなっています。



資料:住民基本台帳人口移動報告

第3章 人口の将来展望

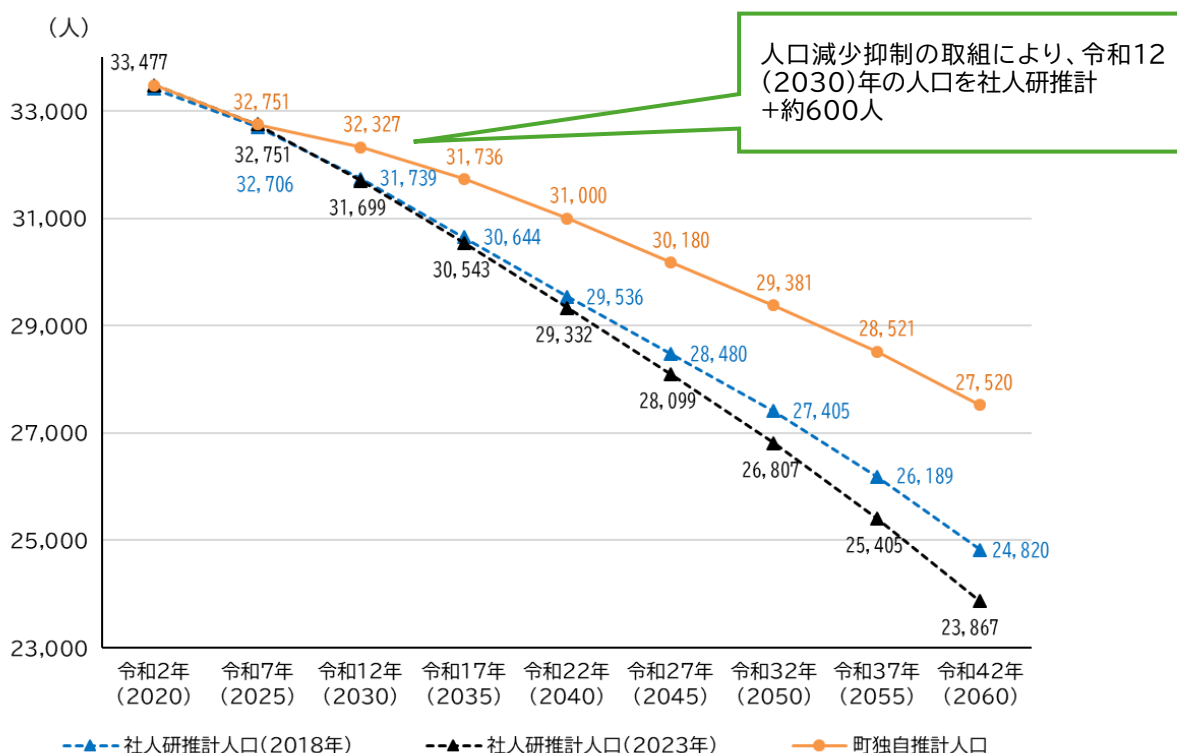
令和5(2023)年12月に社人研が公表した将来推計人口における同様の係数を利用して、令和42(2060)年までの将来人口を推計した場合、令和42(2060)年の人口は23,867人になると想定され、令和2(2020)年と比べて約29%減少すると想定されています。

人口減少が進むことにより、地域経済の規模縮小、地域の活力の低下ならびに生産年齢人口の減少にともなう税の減収や地域の担い手不足などの影響が懸念されます。

こうした状況の中、総合戦略を着実に実行していくことで、これから進んでいく人口減少を抑制しながら、令和12(2030)年における人口目標を32,327人とし、社人研推計人口令和12(2030)年から約600人の増加をめざします。

令和12(2030)年の人口目標 32,327人

図表 5 太子町の将来人口の推計



太子町デジタル田園都市国家構想総合戦略

第1章 概要

1. 策定の趣旨

平成26(2014)年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、全国の自治体に対して、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある地域社会を維持するため、「しごと(雇用)」の量と質の確保によって「ひと(人口)」を地域に呼び込み、「しごと」と「ひと」の好循環をつくりだすとともに、地域課題を解決し、「まち」を活性化していくことを基本とした、まち・ひと・しごとの創生を推進することが求められました。

本町においては、平成27(2015)年に「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和2(2020)年に「第2次太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、まちの特色や地域資源を生かし、人口減少対策に特化した施策や事業に取り組んできました。

その間、国では「まち・ひと・しごと創生法」による人口減少対策をさらに推し進めるために、デジタルの力を活用することが必要として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」として刷新し、人口減少に歯止めをかけることを求めています。


これを受けて、本町においても「第3次太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に相当し、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5年を期間とした「太子町デジタル田園都市国家構想総合戦略」(以下、「総合戦略」という。))を、総合計画に内包した計画として策定することとし、戦略的に人口減少の抑制に取り組んでいきます。

<まち・ひと・しごと創生法> (平成26年法律第136号)第10条抜粋)

第10条 市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)を定めるよう努めなければならない。

2. 国の総合戦略

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和4(2022)年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に名称を変更し、デジタル技術を活用することで「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざすための計画となっています。

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 改訂版)」	
基本的な考え方	
① 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす。 ② デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。 ③ これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。	
施策の方向	
地方の社会課題解決	国によるデジタル実装の基礎条件整備
① 地方に仕事をつくる 中小・中堅企業 DX、地域の良質な雇用の創出、スマート農業、観光 DX 等 ② 人の流れをつくる 移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上 等 ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進 等 ④ 魅力的な地域をつくる 地域生活圏、教育 DX、医療・介護 DX、地域交通・物流・インフラ DX、防災 DX 等	① デジタル基盤の整備 デジタルインフラの整備、デジタルライフライン全国総合整備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大 等 ② デジタル人材の育成・確保 デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成 等 ③ 誰一人取り残されないための取組 デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現 等
	
主な重要業績評価指標(KPI)	
◆ デジタル実装に取り組む地方公共団体:令和9(2027)年度までに 1,500 団体 ◆ サテライトオフィス等を設置した地方公共団体:令和9(2027)年度までに 1,200 団体 ◆ デジタル推進人材の育成:令和4(2022)年度～令和8(2026)年度の期間に累計 230 万人	

3. 県の総合戦略

県では、第一期戦略「兵庫県地域創生戦略」での地域創生の取組を継続するとともに、兵庫の強みである地域の多様性を活かした取組を推進するため、令和2(2020)年に第二期「兵庫県地域創生戦略(2020～2024)」を策定、令和5(2023)年には新型コロナ感染拡大による暮らしや働き方、価値観の変化や、「ひょうごビジョン2050」などの新たな要素を反映させるため第二期戦略を変更し、令和6(2024)年度までの重点的な取組の方向性を決めました。

第二期「兵庫県創生総合戦略(2020～2024)」			
理念			
五国の多様性を活かし、一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる地域へ			
対策			
戦略目標		重点目標	
地域の元気づくり【目標Ⅰ】		① 幅広い産業が元気な兵庫をつくる ② 内外との交流が活力を生む兵庫をつくる ③ 豊かな文化が息づき、安全安心でにぎわいあふれる兵庫をつくる	
人口対策	社会増対策【目標Ⅱ】		④ 自分らしく働ける兵庫をつくる
	自然増対策	子ども・子育て対策【目標Ⅲ】	⑤ 結婚から子育てまで希望が叶う兵庫をつくる
		健康長寿対策【目標Ⅳ】	⑥ 生涯元気に活躍できる兵庫をつくる
戦略後期2か年の重点取組方針			
3つの柱と重点取組	共通基盤	Growth Driver ～成長を牽引する共通基盤～	
		SDGs	公民連携 DX (デジタルトランスフォーメーション)
		Frontier ～ポストコロナ社会を先導する～	
		<ul style="list-style-type: none"> ■GX(グリーントランスフォーメーション)の加速 ■万博等を見据えた関西・瀬戸内交流圏の形成 ■新たな技術や多彩なチカラによる地域課題解決 	
Return ～地方回帰の流れを捉える～		<ul style="list-style-type: none"> ■働き方改革先進県の実現 ■移住施策の強化(移住推進プロジェクト) ■シビックプライドの醸成 	
Future ～将来世代への応援を強化する～		<ul style="list-style-type: none"> ■結婚・出産・子育て支援の充実 ■課題を抱える人への支援強化 ■教育への投資強化 	

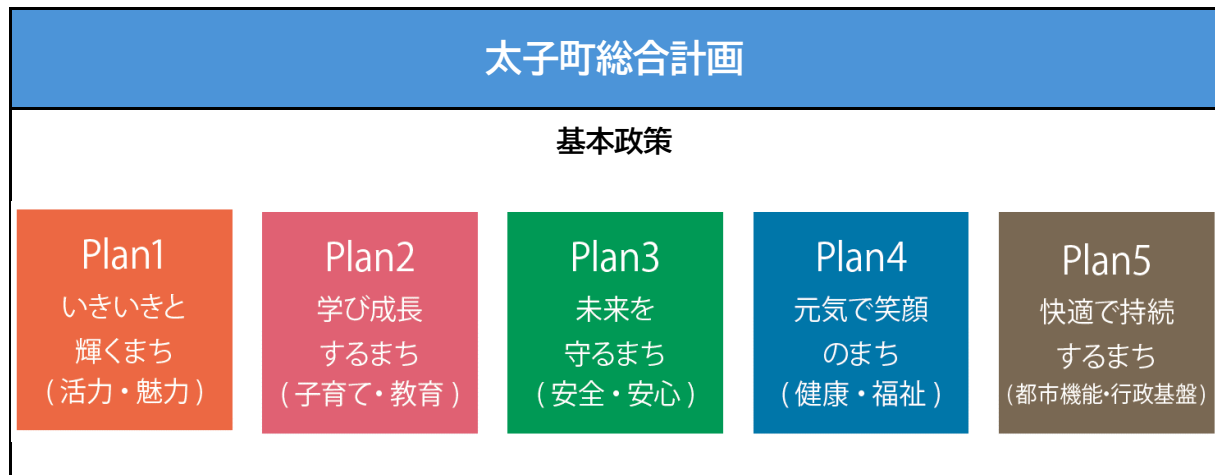
第2章 総合戦略の考え方と基本目標

1. 基本的な考え方

総合戦略の基本目標および横断的目標を次のとおり設定します。

また、総合戦略の3つの基本目標の取組を進めるにあたり、デジタル技術をあらゆる分野に活用するため、横断的目標を設定しています。

なお、総合戦略においては各目標における数値目標を、基本計画においては総合戦略事業の重要業績評価指標(KPI)[★]をそれぞれ確認しながら、戦略的、総合的に取組を推進し、本町の「まちづくりの基本目標:和のまち 太子」の実現をめざします。



総合戦略		
【横断的目標】 デジタルで成長するまち		
【具体的な施策】 デジタル行政基盤の整備		
デジタル技術を活用した住民サービスの向上		
【基本目標1】 働きやすいまち	【基本目標2】 子育てしやすいまち	【基本目標3】 魅力的なまち
【具体的な施策】	【具体的な施策】	【具体的な施策】
持続可能な農業の推進	妊娠・出産環境の充実	移住・定住の推進
商工業の活性化	子育て支援の強化	質の高い暮らしの実現
誰もが働きやすい環境整備	魅力ある教育環境の整備	安全・安心できるまちの実現

2. 横断的目標と基本目標における具体的な施策

横断的目標 デジタルで成長するまち

デジタルの活用により誰もが便利で快適に暮らせるまちをめざし、デジタル行政基盤の整備やデジタル技術を活用した住民サービスの向上に取り組みます。

具体的な施策 デジタル行政基盤の整備

デジタル技術やデータの利活用等による業務の最適化、高度なセキュリティ対策により、利便性・効率性・安全性の高い持続可能な行政の実現に取り組みます。また、デジタル化に対応し自ら業務改善等を実践できる人材の育成を図ります。さらに、デジタル技術の活用による業務プロセスの見直しなどにより、働き方改革を推進します。

具体的な施策 デジタル技術を活用した住民サービスの向上

行政手続のオンライン化、窓口手続のデジタル化などにより住民サービスの利便性の向上を図りながら、誰一人取り残さないまちづくりを推進します。また、防災、医療、福祉、子ども、環境、交通、農業、観光などの分野において、各団体等と連携するなど、DX[★]の促進を図ります。

数値目標	現状	5年後の姿
満足度：行政のデジタル化に向けた取組※1	77.2% (令和5年度)	80.2% (令和10年度)
研修参加人数	25人 (令和5年度)	40人 (令和10年度)
デジタル行政サービスを利用したことがある人の割合※2	62.5% (令和5年度)	65.0% (令和10年度)

※1住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

※2住民アンケートにおいて利用したことがある人の割合

基本目標1 働きやすいまち

雇用の創出や地域経済の発展をめざし、持続可能な農業の推進、商工業の活性化、だれもが働きやすい環境整備に取り組みます。

具体的な施策 持続可能な農業の推進

農業の担い手を育成し、確保するために、新規就農希望者の支援や認定農業者制度[★]を活用した経営体の基盤強化を進めます。また、農地の多面的機能の維持・発展を推進し、地域の共同活動を支援します。効率的な農業経営を促進するため、地域計画[★]に基づく農地の集積・集約化を進め、規模拡大とコスト削減をめざす新たな取組を支援します。さらに、特産品の太子いちじくや山椒の栽培など、高付加価値型農業[★]を推進します。

具体的な施策 商工業の活性化

太子町商工会と連携し、地場産業の競争力強化と後継者育成、雇用拡大に取り組みます。中小企業や地元商店の経営安定化を図り、創業塾を通じて次世代を担う人材を育成します。また、サービス業や製造業など、地域特性に合った企業誘致を行い、雇用の充実と地域経済の向上をめざします。ふるさと納税活用により、地場産業を振興するとともに、寄付者と町との絆や交流を深め、新しいまちの応援者を増やしていきます。

具体的な施策 誰もが働きやすい環境整備

従来の男女の固定的な役割分担や就業観を見直すため、互いを尊重する住民意識の醸成やワーク・ライフ・バランス[★]の推進に取り組みます。県や企業と連携しながら、奨学金返還の経済的負担がある従業員へ支援を行うなど、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。また、シルバー人材セ

ンターとも協力しながら、高齢者の生きがいづくりを促進します。さらに、障害のある人が能力に応じて働けるように、企業やハローワークと連携して就労支援を進めます。

数値目標	現状	5年後の姿
満足度：雇用に対する取組※	78.0% (令和5年度)	81.0% (令和10年度)
農地集積面積	9,728a (令和5年度)	10,500a (令和10年度)
事業所への多様な働き方などの情報提供	4回 (令和5年度)	5回 (令和10年度)

※住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

基本目標2 子育てしやすいまち

子育ての不安や負担の軽減、子どもたちが生き生きと学べるまちをめざし、妊娠・出産環境の充実、子育て支援の強化、魅力ある教育環境の整備に取り組みます。

具体的な施策 妊娠・出産環境の充実

太子町こども家庭センターでは、出産や育児を支援する体制を強化し、総合的な母子保健体制を充実させます。妊娠・出産時の妊産婦に対し、精神面・経済面でのサポートを強化します。また、乳幼児健康診査などを通じて乳幼児の成長を支援し、育児に不安を抱える人への支援体制も整備します。

具体的な施策 子育て支援の強化

育児や子育てに対する保護者の不安を和らげるため、相談支援体制を充実させます。また、子ども医療費助成事業などを通じて経済的負担の軽減を図ります。働きながら安心して子育てできるよう、保育サービスや幼稚園教育を充実させ、子育て環境の整備を進めます。さらに、子育て支援センター「ひまはび」での子育てサークル活動などを促進し、保護者同士の友達づくりや情報交換の場を提供し、子どもとその保護者の交流機会をつくります。

具体的な施策 魅力ある教育環境の整備

子どもたちの個性と発達段階に応じた、きめ細やかな教育を推進します。情報化社会に対応するため、プログラミング教育やICT[★]環境の整備を行い、情報教育を推進します。また、地域の自然や農産物を学ぶ環境体験学習、言語能力を育む図書館教育や国際理解教育など、子どもたちを豊かに育てる教育プログラムを推進します。さらに、学校施設の修繕や大規模改修を計画的に進め、教育環境の充実にも努めます。

数値目標	現状	5年後の姿
満足度：子育て施策※	78.3% (令和5年度)	80.2% (令和10年度)
子育て支援センター利用者数	9,073人 (令和5年度)	10,000人 (令和10年度)
学校図書館貸出冊数	17,450冊 (令和5年度)	20,000冊 (令和10年度)

※住民アンケート[★]において普通以上を選択した人の割合

基本目標3 魅力的なまち

誰もが豊かに生き生きと暮らせるまちをめざし、移住・定住の推進、質の高い暮らしの実現、安全・安心できるまちの実現に取り組みます。

具体的な施策 移住・定住の推進

用途地域を見直すことで、適正な都市機能と良好な都市環境の形成をめざします。まちの土地利用を進めることにより、人を呼び込み、安全で便利な生活圏を整備し、にぎわい創出を図ります。移住先として選ばれるため、まちの強みである斑鳩寺をはじめとする歴史文化を生かしたまちづくりを進めます。また、県、近隣自治体および関係機関と連携しながら町をPRするとともに、移住希望者への支援を行うなど、都市部からのUJIターン[★]を促進します。さらに、空き家空き地を有効活用し、移住支援につなげていきます。

具体的な施策 質の高い暮らしの実現

JR網干駅をまちの玄関口として位置づけ、利便性向上のため、姫路市や県などと連携しながら周辺環境整備を推進します。自転車や歩行者が安心して移動できるよう、通学路をはじめ、歩道や生活道路の整備を行います。また、狭あい道路[★]の拡幅整備に取り組み、外出しやすい環境を整え、緊急車両の通行や渋滞対策も行います。さらに、総合公園を中心とした安全で安心して利用できる公園を整備し、多様な用途での活用を促進します。

具体的な施策 安全・安心できるまちの実現

災害に備え、避難所や備蓄品の確保、災害情報の伝達体制の充実、民間事業者との災害時応援体制の構築など、防災体制の強化を図ります。関係機関や地域団体と協力した防災訓練を開催しながら、地域の防災意識の醸成を図ります。また、交通安全意識を高めるために、警察と連携した交通安全教育や啓発活動を行います。公共施設の老朽化対策や財産の適正管理を進めながら、持続可能な行政運営をめざします。さらに、再生可能エネルギーの推進など、環境に配慮した生活様式の定着に取り組みます。

数値目標	現状	5年後の姿
満足度：住みやすさ※	80.3% (令和5年度)	82.3% (令和10年度)
一人あたりの公園面積	4.7㎡/人 (令和5年度)	9.0㎡/人 (令和10年度)
狭あい道路拡幅整備事業件数(累計)	1件 (令和5年度)	10件 (令和10年度)

※住民アンケート[★]において「住みよい」または「どちらかといえば住みよい」を選択した人の割合

添付資料 用語集

【用語集】

用語	意味
AI(エーアイ)	Artificial Intelligence の略称。コンピュータを中心とする人工的なシステムにより人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を行えるようにした人工知能の総称
DX(ディーエックス)	Digital Transformation の略称。デジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセスを革新し、競争力を強化すること
ICT(アイシーティ)	Information and Communication Technology の略称。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉の総称
IoT(アイオーティ)	Internet of Things の略称。あらゆる物がインターネットを通じてつながることで実現するサービス、ビジネスモデル、それを可能とする技術の総称
PDCA サイクル (ピーディシーイー)	計画策定(Plan) → 実行(Do) → 検証(Check) → 改善(Action)による計画・仕組みの検証のためのマネジメント手法
RPA (アールピーイー)	Robotic Process Automation の略称。人間がコンピュータを操作して行う作業をソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主にデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うものの総称
SDGs (エスディージーズ)	Sustainable Development Goals の略称。平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げる、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットで構成された 2016 年から 2030 年までの国際目標
Society5.0 (ソサイエティ 5.0)	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)の総称
SNS(エスエヌエス)	Social Networking Service の略称。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトの総称(Facebook、Instagram、Twitter、LINE 等)
UJI ターン (ユージェイアイターン)	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態

用語		意味
あ 行	空き家空き地バンク	町に居住することを希望している人や企業に対して、空き家や空き地情報の提供を行う制度
	オレンジカフェ	気軽にお茶などを飲みながら認知症の相談や認知症高齢者を抱える家族同士の交流などを行うための場所
か 行	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人を指す。
	企業市民制度	地域の社会活動を行う企業を企業市民として認定することにより、企業の社会貢献活動・地域活動を推進し、協働のまちづくりを進めるためのもの
	環境収容力	ある環境において、そこに継続的に存在できる生物の最大量
	狭あい道路	車のすれ違い等が困難で交通に支障があり、災害時の安全確保において問題を抱える狭い道路
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産む結果になるかを計算したもの
	高付加価値型農業	都市近郊であることを生かした農産物の生産販売や有機農法、地域ブランドの確立など、立地や生産品質、知名度など生かして付加価値を高めた農業手法
	交流人口	観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメントなど、外部から地域に何らかの目的で訪れる人口
	国立社会保障・人口問題研究所	人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関
さ 行	住民アンケート	令和5年7月に実施した総合計画に係る住民アンケート。まちの施策等に対する重要度・満足度に関する設問とまちづくりに係る意向等に関する設問で実施
	重要業績評価指標(KPI)	Key Performance Indicatorの略称。重要業績を達成するための評価目標であり、達成するために必要な具体的な施策等を記載することにより、各施策の効果を客観的に検証するもの
	循環共生型社会	少ない資源を循環させて効率的に活用していく、環境にやさしい社会
	生成AI(エーアイ)	従来のAIは事前に学習したデータの範囲で判断・判定していたのに対し、生成AIは自ら学習を重ね、その中で見いだしたデータの特徴や関係性をインプットするなどして、新たなコンテンツを生成することが可能

用語		意味
さ 行	線状降水帯	次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなして組織化し、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ 50～300km 程度、幅 20～50km 程度の強い降水をともなう雨域
た 行	第 4 次産業革命	18 世紀最初の産業革命以降 4 番目の主要な技術革新。ロボット工学、AI、ブロックチェーン、ナノテクノロジー、量子コンピュータ、生物工学、IoT、3D プリンター、自動運転車などの多岐に渡る分野における新興の技術革新が特徴
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと
	団塊の世代	一般的に昭和 22(1947)年～昭和 24(1949)年にかけて生まれた世代を指し、日本全体で同世代に 680 万人を抱える。令和 7(2025)年からの団塊の世代が 75 歳以上となることによる社会保障等の課題は 2025 年問題といわれる
	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム
	地域計画	令和 5 年 4 月の農業経営基盤強化促進法改正により、地域の協議によって現状の把握や問題点の洗い出しを行い、農業経営や農地利用の将来像について定める計画
	地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)をもつ場所や体制
	地区計画	建築行為などを規制誘導し、地区の特性を活かした快適な居住環境の形成を図るための住民主体で策定される計画
	超高齢社会	全人口に占める 65 歳以上の高齢者人口が 21%を超えた社会
	特別指定区域	住民や市町が地域の課題を解決しその将来の姿を描く地区計画を地域の総意に基づいて作成した場合に、その計画に沿った開発行為等を認めていく制度
な 行	認定農業者制度	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、町から認定を受けた人
	農地中間管理事業	農地を貸したい農家から、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める農家へ、農地利用の集積・集約化を進めるための中間的受け皿となる各都道府県に設置されている組織を活用した事業

用語		意味
な 行	農地バンク制度	農地を所有する人と農地を探している人を結びつける町独自の制度
は 行	パブリックコメント	住民生活に重大な影響を与える条例や計画等について、立案の段階から内容を公表して住民の方から意見を募集し、それを考慮しながら最終決定するための一連の手続き
	ファミリーサポートセンター	地域において、子育ての手助けをして欲しい人、子育ての手助けができる人が会員になり、助けたり、助けられたりして子育ての相互援助活動を行う拠点
	放課後子ども教室	地域の協力の下、小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取組
ま 行	マイナポータル	政府等が運営するオンラインサービスの総称。マイナンバーカードを利用した印鑑登録証や証明書等のコンビニ交付などを行えるほか、行政機関からのお知らせなどをパソコンなどで確認できるなどのサービス
ら 行	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階
わ 行	ワークショップ	参加者自らが積極的な意見交換や協働体験を通じて、実践的な知識・技術を学びとる参加体験型の学習・まちづくり手法
	ワーク・ライフ・バランス	仕事（Work）と私生活（Life）の間のバランスを保つこと。具体的には、働く人が仕事と家庭や趣味等の私生活を両立し、充実した生活を送ることができるようにする考え方